

内閣委員会議録 第十五号

昭和四十九年三月二十六日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 德安 實藏君

理事 加藤 陽三君

理事 中山 正暉君

理事 服部 安司君

理事 大出 俊君

理事 越智 伊平君

理事 小宮山重四郎君

理事 野呂 恭一君

理事 上原 康助君

理事 中路 雅弘君

理事 笠岡 番君

理事 伊平君

理事 塩崎 潤君

理事 藤尾 正行君

理事 和田 貞夫君

理事 鈴切 康雄君

理事 塩崎 潤君

理事 地嶋 宇三郎君

理事 三塚 博君

理事 塩崎 潤君

理事 藤尾 正行君

理事 中村 梅吉君

理事 佐藤 達夫君

人事院総裁 佐々 成美君

内閣総務大臣官房総務審議官 佐々 成美君

総理府人事局長 皆川 迪夫君

防衛省人事教育局長 高瀬 忠雄君

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省刑事局長 安原 美穂君

法務省人国管理局長 影井 梅夫君

文部政務次官 藤波 孝生君

文部省初等中等教育局長 岩間英太郎君

委員外の出席者

警察庁警備局外 佐々 淳行君  
事課長 法務大臣官房秘書課長  
内閣委員会調査室長 一課長  
豊島英次郎君

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

案

なお、この法律は、労働者災害補償保険法の改正の時期に合わせて本年十一月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○德安委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○德安委員長 趣旨の説明を求めます。小坂總理府總務長官。

○小坂國務大臣 ただいま議題となりました國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申しあげます。

本年二月二十日、人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき国会及び内閣に対し、最近における社会経済情勢等の実情に鑑み、国家公務員災害補償制度における障害補償年金、障害補償一時金及び遺族補償年金の給付水準の改善をはかる等の必要がある旨の意見の申し出がありました。

政府としましては、その内容を検討した結果、この意見の申し出どおり国家公務員災害補償法等の一部を改正する必要を認め、この法律案を提出した次第であります。

政府としましては、その内容を検討した結果、この意見の申し出どおり国家公務員災害補償法等の一部を改正する必要を認め、この法律案を提出した次第であります。

○德安委員長 次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしました。

○德安委員長 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしました。

○小坂國務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

先般、学校教育の水準の維持、向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法が施行されました。これに伴い、人事院は、去る三月十八日、教育職員の給与について、教育職俸表の改定を内容とする勧告を行ないました。政府としては、その内容を検討した結果、人事院勧告どおり、本年一月一日からこれを実施することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について、所要の改正を行なうとす

るものであります。

○德安委員長 これより会議を開きます。

○国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

第三に、遺族補償年金の前払い一時金について、現行では平均給与額の四百日分とされておりますが、これを最高一千日分まで支給することができます。

現行では平均給与額の四百日分とされておりますが、これを最高一千日分まで支給することができます。

○%に引き上げる等、遺族の数に応じてその支給割合を5%から7%引き上げることとしております。

また第二に、遺族補償年金について、遺族二人の場合、現行の平均給与額の年額の四五%から五

〇%に引き上げる等、遺族の数に応じてその支給割合を5%から7%引き上げることとしております。

第三に、遺族補償年金の前払い一時金について、現行では平均給与額の四百日分とされておりますが、これを最高一千日分まで支給することができます。

現行では平均給与額の四百日分とされておりますが、これを最高一千日分まで支給することができます。

○%に引き上げる等、遺族の数に応じてその支給割合を5%から7%引き上げることとしております。

また第二に、遺族補償年金について、遺族二人の場合、現行の平均給与額の年額の四五%から五

〇%に引き上げる等、遺族の数に応じてその支給割合を5%から7%引き上げることとしております。

第三に、遺族補償年金の前払い一時金について、現行では平均給与額の四百日分とされておりますが、これを最高一千日分まで支給することができます。

現行では平均給与額の四百日分とされておりますが、これを最高一千日分まで支給することができます。

○%に引き上げる等、遺族の数に応じてその支給割合を5%から7%引き上げることとしております。

また第二に、遺族補償年金について、遺族二人の場合、現行の平均給与額の年額の四五%から五

〇%に引き上げる等、遺族の数に応じてその支給割合を5%から7%引き上げることとしております。

第三に、遺族補償年金の前払い一時金について、現行では平均給与額の四百日分とされておりますが、これを最高一千日分まで支給することができます。

現行では平均給与額の四百日分とされておりますが、これを最高一千日分まで支給することができます。

○%に引き上げる等、遺族の数に応じてその支給割合を5%から7%引き上げることとしております。

出席政府委員

官

出席國務大臣

官

出席政府委員

官





「小宮山委員長代理退席、委員長着席」  
どういうお気持ちなんですか。同じ学校という場において、学校の先生だけがよくなる。しかし、その場における教育事務職員は、やはり普通の行政職と違った感覚をもつて出てくるのが当然じゃないでしょうか。そうなると、行政職と離れた事務職員にして、待遇改善をはかる必要が十分あると思うのですが、おこたえになつていらないのは、どうなつておるのかということでございま

す。  
もう一つ、第二点は、「その他」の中の「ございますが、例の付属学校の先生方の長年の悩みでござります。これだけ学校の先生の給料がよくなつてくると、行政職の例を持つてること自体がまずいと思うのです。ところが、いま国立の付属学校の先生が公立の小、中学校に、交流で行くと給与が下がる、これが多年の悩みでござります。これも「均衡が保たれるよう特に留意されることが望ましい」というふうに、何を言つておるのか、どうしたらいいか、さっぱりわからぬような、いつも明確な御答弁をされる佐藤総裁と思われぬようなものが書いてある。これは、どうすればいいんですか。

なお、中央官庁の役人が地方へ行つたときに、二号俸昇給させてバランスをとるのだというようなことは、教育職員の問題は考えられないほどいま待遇が変わりつつある。したがつて、教育職員の間だけの関係として考へる。行政職との間の交流などというのを例にして——しかも行政職との間の交流というのは、きわめてわずかなんですから、これは、ひとつバランスをとる方法を考える。それにはどうすればいいのか、ひとつこの勧告の意味を教えていただきたい。この二点 最後に御質問申し上げます。

○佐藤(逓政府委員) 割り切つた書き方をいたし

ませんでしたことは、正直に申しますと、実は國立はわれわれのほうの所管になりますけれども、公立関係はわれわれの所管の外になるのですから、その意味で、そう單刀直入に表現をするとい

うことは差し控えざるを得ない。これはおわかりいただけると思います。

事務職員のお話でござりますけれども、たとえば國立の付属の学校の例をとりますと、これは事務職員の人間の交流、配置のあり方等から、そ

うにして待遇上不当な結果にはなつておりませ

ん。そういうことで、われわれとしては、人事の扱い方、あるいは級別定数などの扱い方というよ

うな点において、いまでも努力をしてまいりま

したし、今後もそういう方面に力を入れなければ

よろしいだらうということが、まず出発点になつております。あとはニアソスの問題で、公立学

校の場合を見ますと、一人か二人しか事務職員の

方はいらっしゃらないというのが、おそらく多く

の例じゃないか。そういう方々に対し、どうい

う適切な待遇

とい

うもの

が考

えられるか、それが下がる、これが多年の悩みでござりますけれども、われわれの経験から申し

ましても、いま申しましたように、昇進の関係あ

るいは人事の交流の関係というような面から、そ

の辺の待遇の考え方、扱い方といふものは、また

あるだろうということも含みとしながら触れた、

きわめて遠慮深く触れたということでおざいま

す。

○德安委員長 大出俊君

○大出俊君 質問に入ります前に、二月二十一日

に、私がこの席で、総務長官並びに人事院総裁

に、給与各般にわたりまして質問をいたしました

が、そのときにおける総務長官並びに人事院総裁

の御答弁、この仰調にかかる幾つかの、そのこ

とば自身が穩當ではないのではないかという文書

を実はいただきましたいたしてありますので、

したがいまして、その点について、私が質問者で

ござりますので、私にも責任があるわけでありま

すから、そういう意味で再度御真意を伺いたいの

であります。

中身は、私が、昨年末、〇・三カ月分の期末手

当の繰り上げ措置が行なわれたのであります。

その事後処理をどうするかという詰めをやりとり

いたしました中で、いま、それについて確定する答

えができないという總裁の答弁がありましたあ

と、「しかし、いつも申し上げますけれども、わ

が事なれり」ということだけで、周辺の事情にわ

われは目をつぶり、耳をふさいでいるわけじゃな

いんで、これは、現下の物価の上がり、下がりと特

に申し上げますが、上がり、下がり等について

も、常に注視をしております。」こういう總裁の

答弁がまずございました。これが実はこの議論の

締めくくりだったわけがありますが、小坂総務長

○塙崎委員 これでやめたいと思います。この法律は、私どもが苦労いたしました人権法に基づく、その第一年目の待遇改善だとと思うわけでござります。これからも計画的に行なわれる。そ

ういた意味でまだまだ不十分な点がござりますが、同時に、これは文教政策とも関連がございま

すので、私は、本来なら連合審査、こんなことが必要だと思うのでござりますが、時間がないと言

われますので、単独の審議になつたので、非常に

残念に思うわけでございますが、これからも、も

う少し総務長官あるいは人事院総裁、文部省にも

お考え願つて、根本的にひとつ改めていただきたいと思うわけでございます。

この程度できょうは終わらしていただきます。

○德安委員長 大出俊君

○大出俊君 質問に入ります前に、二月二十一日

に、私がこの席で、総務長官並びに人事院総裁

に、給与各般にわたりまして質問をいたしました

が、そのときにおける総務長官並びに人事院総裁

の御答弁、この仰調にかかる幾つかの、そのこ

とば自身が穩當ではないのではないかという文書

を実はいただきましたいたしてありますので、

したがいまして、その点について、私が質問者で

ござりますので、私にも責任があるわけでありま

すから、そういう意味で再度御真意を伺いたいの

であります。

中身は、私が、昨年末、〇・三カ月分の期末手

当の繰り上げ措置が行なわれたのであります。

その事後処理をどうするかという詰めをやりとり

いたしました中で、いま、それについて確定する答

えができないという總裁の答弁がありましたあ

と、「しかし、いつも申し上げますけれども、わ

が事なれり」ということだけで、周辺の事情にわ

われは目をつぶり、耳をふさいでいるわけじゃな

いんで、これは、現下の物価の上がり、下がりと特

に申し上げますが、上がり、下がり等について

も、常に注視をしております。」こういう總裁の

答弁がまずございました。これが実はこの議論の

締めくくりだったわけあります。

○佐藤(逓政府委員) 割り切つた書き方をいたし

ませんでしたことは、正直に申しますと、実は國立はわれわれのほうの所管になりますけれども、公立関係はわれわれの所管の外になるのですから、その意味で、そう單刀直入に表現をするとい

うことは差し控えざるを得ない。これはおわかりいただけると思います。

事務職員のお話でござりますけれども、たとえ

ば國立の付属の学校の例をとりますと、これは事

務職員の人間の交流、配置のあり方等から、そ

うにして待遇上不当な結果にはなつておりませ

ん。そういうことで、われわれとしては、人事の

扱い方、あるいは級別定数などの扱い方といふよ

うな点において、いまでも努力をしてまいりま

したし、今後もそういう方面に力を入れなければ

よろしいだらうということが、まず出発点になつております。あとはニアソスの問題で、公立学

校の場合を見ますと、一人か二人しか事務職員の

方はいらっしゃらないというのが、おそらく多く

の例じゃないか。そういう方々に対し、どうい

う適切な待遇

とい

うもの

が考

えられるか、それが下がる、これが多年の悩みでござりますけれども、われわれの経験から申し

ましても、いま申しましたように、昇進の関係あ

るいは人事の交流の関係というような面から、そ

の辺の待遇の考え方、扱い方といふものは、また

あるだろうということも含みとしながら触れた、

きわめて遠慮深く触れたということでおざいま

す。

○佐藤(逓政府委員) 割り切つた書き方をいたし

ませんでしたことは、正直に申しますと、実は國立はわれわれのほうの所管になりますけれども、公立関係はわれわれの所管の外になるのですから、その意味で、そう單刀直入に表現をするとい

うことは差し控えざるを得ない。これはおわかりいただけると思います。

事務職員のお話でござりますけれども、たとえ

ば國立の付属の学校の例をとりますと、これは事

務職員の人間の交流、配置のあり方等から、そ

うにして待遇上不当な結果にはなつておりませ

ん。そういうことで、われわれとしては、人事の

扱い方、あるいは級別定数などの扱い方といふよ

うな点において、いまでも努力をしてまいりま

したし、今後もそういう方面に力を入れなければ

よろしいだらうということが、まず出発点になつております。あとはニアソスの問題で、公立学

校の場合を見ますと、一人か二人しか事務職員の

方はいらっしゃらないというのが、おそらく多く

の例じゃないか。そういう方々に対し、どうい

う適切な待遇

とい

うもの

が考

えられるか、それが下がる、これが多年の悩みでござりますけれども、われわれの経験から申し

ましても、いま申しましたように、昇進の関係あ

るいは人事の交流の関係というような面から、そ

の辺の待遇の考え方、扱い方といふものは、また

あるだろうということも含みとしながら触れた、

きわめて遠慮深く触れたということでおざいま

す。

す。他意なきやりとりであったわけであります  
が、そういう意味で総務長官にも一言御真意を承  
りたいし、また、あわせて總裁のほうからも、御  
発言をいただいておきたい、こういうふうに思う  
んですが、いかがございましょうか。

○小坂國務大臣　ただいま御指摘の二十一日の大  
出委員とのやりとりの中で、私の申し上げました  
ことばの中で、きわめて不穏當であつたことを反  
省いたしまして、できますれば、この部分は取り  
消させていただきたいと考えております。

○佐藤(達)政府委員　二十一日の御審議の次第  
は、ただいま大出委員おつしやるとおりでござい  
ました。あえてそれを繰り返して私、申し上げる  
必要もないくらいにそのとおりに承知いたしました。  
しかし、いきさつはともあれ、私自身、一部では  
ありますけれども、不用意な、あるいは不謹慎など  
申しますか、発言があつたことは、これは、まことに  
深く反省しているところでございますし、その  
ために例の新聞の記事となり、ひいては身障者の  
方々のお気持ちを、非常に著しく傷つけたという  
結果になりましたことについては、深く反省いた  
しますとともに、ここでおわびをいたしたい、こ  
う思います。

○中路委員　関連して一言だけ意見を述べたいの  
ですが、経過は、いま大出議員からおつしやった  
とおりですが、私ももう一度議事録をよく読まし  
ていただきました。朝日新聞では、人事院總裁のこ  
とばが問題になつていまつたが、議事録をよく読ん  
でみると、小坂總務長官も同じような趣旨の御  
発言にはなつているんですね、よく読んでみます  
と、やはりこれは、不用意な発言ではあったと思  
います。内容はめくらとかつんぱ、おしであればだめ  
なんだ、ものが考えられないんだというふうにとれ  
る、やはり差別用語でありますし、この問題で私た  
ちのところにも聴覚の障害者、視力の障害者の皆さ  
んから強い抗議が来ているわけですから、いまこの  
問題について、発言の取り消しと陳謝をされました  
が、私は行政の責任ある立場にある皆さんから、  
こういうことばが出ている点で重要だと思います

ので、この機会に、やはり總務長官から障害者の  
皆さんに対する見解、人権の問題にもかかわる問  
題ですから、政府としての障害者の皆さんに対す  
るお考へについて、一言この委員会で述べておい  
ていただくということが、陳謝とあわせて重要な  
ではないかと思いますので、その点を一言要求して  
おきたいと思います。

○小坂國務大臣　ただいまの御発言、まことにござ  
いません。もつともでございますし、私もこの機会に、身障  
者の方々を、不用意に私が申したことでいいへんに  
傷つけたということを申しあげなく思つております。  
また身障者の方々に対し、私は、今日まで  
も常にこれらの方々を社会が、あるいは政治があ  
たたかく考へて、これらの方々の負つておられるいろ  
いろな社会的な非常なマイナス面を、何らかの形  
で政治というものが常に保護し、勇気づけて差し  
上げなければならぬものだと、いうふうに考えてお  
るのもございまして、そうした私の本来の考え  
方から見ても、この発言は、まことに不用意で  
あつたし、御指摘いただくまでもなく、心から陳  
謝をいたしておるわけでございます。

○大出委員　たいへん筋の通つた再度の御発言を  
いたしましたから、この向きの方々のお気持ち  
がござりますので質問したわけであります、し  
かるべき処置を、ひとつ委員会等でおきめを賜わ  
りますようにお願いを申し上げておくわけでござ  
います。

本題に入らせていただきます。時間がございま  
せんので、問題をしばらくまして、三点ぐらいを中  
心に承つておきたいのであります。

一つは、さきの質問者の方の最後にございました  
学校の事務職員の方の問題であります。が、たい  
へん舌足らずな勧告の中身になつておりますし、  
總裁の答弁を承つておりますが、氣持ちはわから  
ぬわけではありませんが、しかし私は、やはりこ  
れは、もう少し突っ込んだ考え方をしておく必要  
があるはせぬかという気がするのであります。も  
ちろん行政職でございますから、そういう意味で  
は、他の行政職との関係も当然出てまいります。

そこで、まず一つ承りたいのは、特に義務教育  
関係における学校の事務職員の方が、どういうう  
る場合に置かれているかということであります。時間  
がない。これが第一の点であります。どういうふう  
にお考へになつておられるかということ。

それからもう一点、給与法の十条がございま  
す。給与法の十条は、よく御存じのとおりに、「俸  
給の調整額」、こういうわけであります。この十  
条を受けて、人事院規則の九一六だと思います  
が、規則が出されております。たとえば結構など  
の場合に、一二名調整額がついているわけであり  
ますけれども、時代の流れとことの中で、い  
ふん変化がございまして、はたしてここに「調整  
額」というものが、このままでいいかどうかとい  
う問題がたくさんござります。いずれこれは、  
何らかの形で考え方を統一する必要がありはせぬ  
かという気がするのであります。

したがって、直ちにだから事務職員に何がしか  
の調整額をということと結びつくつかねは、議論  
のあるところだと、思いますが、何らかの措置をこ  
こで考へなければならぬとすれば、一つの方法と  
してそうした考え方も、十条を根本的に考へ直す  
という必要がある段階であります。だから、必要で  
はないかという気がするのであります。

時間がありませんから、ほかのことをお答えをいたさ  
せんが、もう少し調整額で見ていく必要のある職種  
もほかにないわけではない、こういう気が私はい  
たしますので、基本的な十条にかかわる問題とあ  
わせて、この問題についてお答えをいたさたい  
のであります。時間がありませんから、ほかのことをお答えをいたさ  
せんが、いかがでございますか。

○佐藤(達)政府委員　先ほども触れましたよ  
うに、國の場合は考へてみますと、これは、多くの  
職場において俸給上の扱いを異にする人たちが一  
緒におられるという場面がござります。どこにも  
あり得る問題だとは思いますが、特に、こ  
の学校の場合は考へてみますと、國立学校に関する  
限りは、先ほど触れましたような任用上の扱  
い、配置のやり方あるいは定員のきめ方、級別定  
数のきめ方といふような点で、ますます、どうと  
ころをいろいろなものですから、そういう経験を  
踏まえて、われわれの気づきを申し述べたとい



から懸案の一つになつております、一般行政職の、総合較差なるがゆえに出てきております、逆格差という問題がございますために起る目減り、それを持っていかれる、だから、減つてしまふという行政職の一表、二表等の関係の方々がおります。この方々に聞して、旧来、人事院もそのことはお認めになつておつて、そこらのやりとりが、ずうつと職員団体の側と統一している。だから、そういう意味では、昨年の十月の二十四、五日だと思ひましたが、人事院にもまた小坂総務長官のほうにも、何とか五%ぐらいを考へてもらいたいという、当該団体からの文書等も出しているのだと思うのであります。

それが今日、この時期に、看護婦さんの勧告が出来られるあるいはこれから先、また給与法改正にかかるかもしれない官民較差の勧告が出てく

る、こういう過程を経ておりますので、そうした時期に、なぜこれを処理できないか、できない理由がどうもはつきり受け取れないであります。

つまり、一般行政職等に関する今回の措置に伴いましての総合較差からくるところの目減りとい

るものに対して、今日、人事院がどうお考へかといふ点を承りたいのであります、いかがでござい

ますか。

○佐藤(連)政府委員 ただいま御審議の教員の関係、それから先ほども触れた看護婦の関係等

の給与の改善をお願いいたしまして、これが実現いたしました後においての官民の比較の問題とな

りますと、これは従来の総合較差方式が正しかつたであらうとなからうと、とうてい維持できない

ということは、かねがね申し上げておりましたところでもございます。今回の夏の勧告の場合にお

いては、いま申しましたような従来の総合較差方

式は改めざるを得ないという気持ちで、これに臨んでおるわけでございます。

○大出委員 これは長年の私の主張ですが、官民較差を比較した場合に、公務員のほうが圧倒的に数も多いし、また民間が非常に少ない、だから、

公務員のほうが高い、こういう分野は、私は比較

の対象外にすべきだということを、何べんもいまで言つてきたわけでありまして、別に考えるべきだという主張をしてきたのであります、発想はどうあれ、今回この法律では、違った形で別に扱われているわけであります。その最終的なものが教員であり、看護婦なんですね。看護婦の正規の免許証を持つておる方は、二十万をこえる方々がおいでになるはずであります、御家庭に入つてしまつておるはずでありますから、これは特殊なんです。

だから、きょうも先ほど御報告がありました

が、看護婦さんの勧告も出しているわけであります。いみじくも私どもが言つておりますから、正確さを欠きますが、これは人員ウエーブで見まし

た。そうすると、どういう結果が出るか、ちょっと

ときのう私、計算してみたんですけど、計算機があ

りませんので、手書きの計算でありますから、正確さを欠きますが、これは人員ウエーブで見まし

て、学校の先生あるいは看護婦さんという方々が

一五%ぐらいおいでになる。茨木さん、ここらは

一体どれくらいかという点を、あとでお答えいた

だきたいのですが、私は一五%ぐらいになると

のではないかと思います。そうすると、他の公

務員の方々が八五%、こういう割れ方をする。看

護婦さん、先生を分けますと一五%、こっちが八

五%、こうなる。

そうしますと、この部分が総合較差ということ

からはずれていくわけでありますから、今回た

とえば一五%、三〇%——どのくらい人事院が勧

告されるか、それはわかりません。たとえば二

五%と低く見ても、一二五掛ける百分の八十五、

つまり〇・八五、これは一〇六・二五になる。そ

して片や対象になる民間の側の落ち、これがござ

いますから、そういう意味では九〇と見て、掛け

る〇・一五、つまり百分の十五、これが一三・五

といふ数字が出てまいります。そうしますと、一

〇六・二五ということは六・一五ということであ

りますから、六・二五から一・三五を引きます

てはどう考へておられますか。

○大出委員 見方、角度というのをございます

が、旧来の議論からすれば、抜けていくのだから、私がいま言つたようなことになる。茨木さ

ん、ひとつ事務的にそこらのところ、給与局とし

じやありませんけれども、いざこの法案審議となる

と、大体四・九から五ぐらいの数字になるのでは

ないかと思います。つまり日の子計算をいたしま

す。それで、年間二千人ぐらい厚生省な

どでは一生懸命呼び出しているわけです。そ

う分野でありますから、これは特殊なんです。

だから、きょうも先ほど御報告がありまし

たが、看護婦さんの勧告も出しているわけであります。が、一生懸命呼び出しているわけです。そ

うおいでになりますが、御家庭に入つてしまつておられる方々を、年間二千人ぐらい厚生省な

どでは一生懸命呼び出しているわけです。そ

うおいでになりますが、御家庭に入つてしまつておられる方々を、年間二千人ぐらい厚生省な



ころをすっぱりと解決をしたというようなことに尽きるわけでございます。

○中路委員 経過でいいますと、法案がてきて予算措置ができて、それで勧告がなされたという経過ですね。この人材確保の法案の中では、五段階ぐらいの職階の点なんかも問題になつたそうですが、国会審議の中では、一応こういう点は、いま封じられた形になっているわけです。おそらく最初予算措置をされた、それを今度は、頭で割つたというような関係で出てきたのではないとも思うのですが、これは、いずれにしましても、今度出された問題を見ますと、現行給与体系に基づく改善ということになつていて、それが、最も、最初予算措置をされた、それを今度は、頭で割つたというような関係で出てきたのではないとも思うのですが、これは、いずれにしましても、今度出された問題を見ますと、現行給与体系に基づく改善ということになつていて、それが、

護婦の使命の重大性ということに着目して、私どもは、例の総合較差の中のやりくりとしてずいぶん努力をしながらやつてしまりましたことが、從来の現実なわけであります。したがいまして、今回予算その他の措置も整えまして、それで、われわれとして從来懸案としておつたところが、まずまずきちっとした形で解決できたというふうに考えておるわけでございます。

先ほど、ちょっとお触れになりましたけれども、予算が先でというようなことがございましたけれども、われわれは予算が先なのはあたりまえじゃないか、普通の一般職の毎年のベースアップの場合も、ほんとうをいえば、当初予算で相当たっぷりと原資を組んでいただきたいということを、前からもう大蔵当局には申し上げて、総理府にも大蔵大臣にも言つてきたのですが、大体そこからういと、この教員の場合などは、まことにけつこうなことがあります。今度の看護婦の予算措置も、われわれのほうがイニシアチブをとつて、来年度の予算に入れていただいたと、いうことでござります。予算との関係は別に気にするべきことではない、むしろそれは、けつこうなことじやないかという見方もできると思ひますが、結論は、いま申し上げましたようなことでござります。

○中路委員 教員、看護婦の引き上げ、これは、まだ大出委員にもお答えいたしましたように、まだいろいろやり方はあるものですから、目下鋭意検討しておるということをご存じなさいます。それから先は、先ほど大出委員にもお答えいたしましたように、まだいろいろやり方はあるものですが、四年の勧告の中では、較差をなくすという從来の言つてこられた線を、具体的な提起としてぜひ出していただきたいと思います。

差をどうなくしていくというお考えなのか、内容について、できましたら、もう少し説明していただきたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 いま触れましたように、從来は逆較差で、本来、改善の必要が官民比較からいえばないのにもかかわらず、われわれ努力して、配分の中でもかかってきたということから出発して考えますと、今度のよう、さらに逆較差

が大きくなるような措置をとりますと、これは、その措置として、私は正しい措置だと思いますけれども、その結果を受け、今度の夏の勧告に備えて官民の比較をする場合に、從来のような方程式で、従来の総合較差の方式は、この夏の勧告にあたっては、もう一ときせざるを得ないだらうといふところまでは、はつきりしているわけでござります。

それから先は、先ほど大出委員にもお答えいたしましたように、まだいろいろやり方はあるものですが、四年の勧告の中では、較差をなくすという從来の言つてこられた線を、具体的な提起としてぜひ出していただきたいと思います。

きょうですか、新聞に出でましたが、総務長官が昨日、春闘共闘委員会の皆さんとの会談の席上、人事院が公務員給与について勧告を行なう前に民間給与調査に、政府、労働者側双方から意見を聴取する制度を設けたいという趣旨の新聞報道ですが、給与調査にあたっての意見聴取の制度について触れておられます。

そこで、こういふものと関連して、直接いろいろこの点で交渉をしていくこともできないことはないということが、逆に今度の経過を、また別の方向にいきませけれども、残念ながら五%というのがちょっと入っている程度なんです。その点からういと、この教員の場合などは、まことにけつこうなことがあります。今度の看護婦の予算措置も、われわれのほうがイニシアチブをとつて、来年度の予算に入れていただいたと、いうことでござります。予算との関係は別に気にするべきことではない、むしろそれは、けつこうなことじやないかという見方もできると思ひますが、結論は、いま申し上げましたようなことでござります。

それから先は、先ほど大出委員にもお答えいたしましたように、まだいろいろやり方はあるものですが、四年の勧告の中では、較差をなくすという從来の言つてこられた線を、具体的な提起としてぜひ出していただきたいと思います。

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

で人事院が、またきわめて公正妥当な九条のペー  
スアップを考えるということをして、いたいだいたと  
いうこと、たいへんよかつたと思うわけですが、い  
ます。

間になつた点で、もう一言しておきたいのは、○・  
三の問題ですけれども、年度末手当ですね。いま  
調査をやつておられて、先ほどのお話だと、やは  
り臨時の勧告を出されるというお話なので、三月  
十五日の支給には、いままでありましたように  
は、とうてい間に合わないわけですけれども、大  
体いつころを予定されているのかだけお聞きして  
おきたい。

○佐藤(達)政府委員 先ほど触れましたように、  
まだ調査の回答が届いておりませんものが相当な  
ざいまでので、それを待ちながら、いずれ集計の  
結果、適当な措置をとりたいと思いますが、これ  
は勧告事項であるというふうに考えておるという  
ことに尽きるわけでござります。

○鈴切委員　法案に入る前に、本日、三・二六のストに突入をした問題について一、二お聞きしておきたいと思います。

春闘共闘委員会が、社会福祉の充実、年金の改善、インフレ抑制という生活防衛を主体として、国民的な諸要求並びに賃上げを含む労働条件の改善、交通政策の要求等を掲げて、国民春闘としてこの問題をとらえながら、政府側と折衝をされておりましたが、昨日、二十五日でありますが、午後三時半から、政府と共闘委員会との間の会談がもの別れになつたというふうに伝えられております。

そこで、政府としてスト回避に対してどのような努力が払われたか。むしろ形式的にその場を終わつたというような政府側の不誠実さが指摘され、昨日、その場所におられた担当大臣といたしまして、その状況をまず御説明願いたい。

私たちには、今度の三・一スト、それからまた、トであるというふうに考えておりまして、違法なストであるがゆえに、これは、ぜひやめてほしいということを、再三再四にわたりまして、春闘共闘委員会のほうに申し入れをしておるわけでございます。しかし残念ながら、こうしたわれわれのスト中止に対する要望を全く顧みないで、スケジュールに沿った活動の中で、今度のストに突入してしまったということで、その点について、いま鉛切委員から、むしろ何もしない政府側というおしかりをいたしましたが、決してそういうものではございませんで、すいぶんあらゆる面で努力をいたしましたが、やはりスケジュール闘争といつ一つの、もうきまつた路線の中を機械的に走る現在のストのやり方には、いかなる説得も効果が出てなかつたということで、われわれは残念に思っておりますし、また、こうした効果のなかつた努力をしたことに対して、国民には申しわけなかつたと私は率直に思つております。

○鈴切委員 今度のストは、言うならば、いつも行なわれるストとはおのずと性質が違うのじやないだろか。このようにして、インフレが狂乱状態になつておるものにおいて、何とかわれわれの生活を防衛しなければならないという切実な中から、そういうことを承知の上で踏み切らざるを得ないという状態に追い込まれてきた。それに対しても、政府自身のそれに対処する態度というものは、ただただ違法であるということだけを取り上げて、そしてすべてをばぐらかしてしまつ。どうせ四月にならなければ、この問題は解決をしないだろうということで、何ら具体的な措置を示さないところに、あえてそういう問題が残つてくるのじゃないかと私は思つますが、四月にかなり大きなゼネストということが予定されるということになると、国民はたいへんな迷惑をこうむる問題があるわけであります。

そういう意味において、少なくとも政府としては、もう極力回避をする、そういう前提に立つ

て、今後どういうふうな具体的な折衝をされていくか。また、そういう努力をするについて、どういった具体的な案を持つて、それを示されようとするか、その点についてお伺いします。

○小坂國務大臣 私がこの戦術、戦略すべてを知っているわけでもございません。私に関する限りは、一応公務員のストト権と申しますが、公務員制度審議会の答申をいかに実現していくかということについての責任を負っているわけでございまして、それは、それなりに公制審の答申の実現をはかるという方向で努力いたしておりますし、また、昨日來の春闘共闘委との話し合いの中でも、一昨日、一昨々日、いろいろな時点における会合を持っておりますが、政府がます具体的な案を示してくれ、それをもとにして議論をしようではないかということで、一応この問題については、やや土俵に乗ってきた感じがいたしております。私らは、そうしたことを、これから捨てるところなく追求しながら、國民に多大の迷惑を及ぼすような大きなストライキには、入らないような努力をしてまいりたいと考えております。

もう一つは、常に問題になることがありますのが、このインフレの中弱者を保護しようということです。ローガンでございますが、これは、だれも反対する者はいないほどきわめて重要なことであるし、当然のことだと思います。これに対しまして、春闘共闘委は約三百億円の金を出せということをざいます。政府は、そうした要求の前から考えておったわけですが、百三十億円を用意して、現実にもうすでにそれは谷間の弱い方々の手元に渡るよう、具体的に配分を始めておるわけになりますが、この差を詰めていくということ、これはやはり政府としても当然考えなくちゃいけない。

同時にまた、すでに百三十億まで、期末の非常な財政逼迫のおりであっても、それだけのものを支出したという政府の行動を、もう少し春闘共闘委の各位は、評価してしかるべきではないかと思う

わけ하겠습니다が、そうしたことについての評価は、口先では評価すると言つておりますけれども、この政府は何もしない政府だということを追及しておる。それが春闘共闘の一つの大柱になつておるわけありますが、これら問題につきまして、政府内部では、すでにいろいろとさらいに問題を煮詰める努力をしておるところでござります。

○鈴切委員 このような異常物価高の中においての国民の諸要求というものは、多種多様だと私は思うわけであります。その意味において、共闘委員会と政府との間の折衝が続けられておるわけありますから、ただ、それは国会審議だけにまかせるというのではなくして、そこには、やはり政治的な問題等の話し合いがいろいろなされなければならぬ、私はそのように思うわけであります。精力的にその問題をまず解決して、少なくとも四月のゼネストに対しても回避するということに對して、今後最大の努力をされることを、私としては要望いたします。

次に、今まで官民較差に基づいて人事院は給与勧告をし、それに基づいて給与の改定をしてことられたわけであります。しかし今回は、教員の人材確保のために給与を大幅にアップし、そして本日看護婦に対しても、給与の改善の勧告がされました。となりますが、総合較差方式は、もうすでに根本から考え方直さなければならない時期に来ておるのではないか。本年の夏に行なわれる人事院勧告は、どのような方式をとられるか、それにについてまず人事院總裁にお伺いしたいと思います。

○佐藤(逕)政府委員 これは、昨年の勧告の際の報告の中にも、われわれ明記しておりましたところは、おつしやるような問題は、当然ことしの勧告については出でくるわけでござります。これは私避けることができない問題だと思います。したがいまして、今回また、官民の給与比較のための民間の調査はいたしますが、その民間調査の結果を、どういうふうに今度突き合わせて、従来ど

おりの総合較差の中での配分というわけにはいきませんから、どういう形を持つていくか、これは何かそのところに対策を加えなければならぬということは、もう当然のことであると考えております。

ただ、その総合較差方式をやめて、どういう形にするか、われわれの基本的立場といたしましては、やはり民間がこうだからということだけは、はつきりとらえておきませんと——多數の納税者の方々の御納得を得るという面からいつても、これは基本的には、やはり堅持していかなければならぬことだと思いますから、そういう官民比較の原則は堅持いたしますけれども、今度は総合較差方式でいくのか、これをやめてどういう形で比較をするのかという点になりますと、卑近な考へ方としては、たとえば教員とか看護婦の場合これが成立いたしました暁においては、それらの人々は抜かして比較をするのか、あるいはそれまでございましたように、十分慎重に検討をしておるという段階でございます。

○鈴切委員 ことは、人事院は勧告で非常に忙しいだろう、私はそのように思います。

そこで、行(一)、行(二)は、たいへんに割りを食っている、二・七%があるいは三%くらい割りを食つてあるんじやないかといふに言われているわけでありますけれども、それに対して、私はやはり追加勧告をして、是正をする考へ方はないかどうかということをお聞きします。

○佐藤(達)政府委員 これも、かねて申し上げておりますたゞでござりますが、要するに教員なり看護婦の給与が成立した後の問題になります。成立した後に、今度は、先ほどのように例年の民間調査をやります。そして、その民間調査の結果が、官の分と突き合わしてどう扱うかということになるものでございますから、結局、いわゆる夏の勧告の際の問題だ、これは筋としては、

そらだらうと思つております。

○鈴切委員 夏の勧告ということでござりますけれども、少なくとも官民較差を早く反映させる意味においては、勧告を早くなされなくちやならない、私はそのように思うわけであります。四十九年には、八月九日に人事院勧告がなされたわけがありますが、諸般の事情にかんがみて、例年よりあるいはその見通しは、どういう状態でしようか。

○佐藤(達)政府委員 夏の勧告も、要するに四月にさかのぼつてお願ひするはずでありますからして、結局、尽きるところは、いまおっしゃるところだと、もっと早く成立させて、早く差額がいただけるようすべきじやないかということに、煮詰まつた問題としてはなると思います。昨年もそういふことがございました。やはり何がその辺の趣旨で、ずいぶん努力をいたしましたけれども、その努力は、ことしも続けてまいりたいと思ひますけれども、何ぶん国会の立法を必要とするものでござりますから、非常にわがままなことを言わしていただければ、たとえば夏に、何らかの機会に国会が開かれるならば、せめてそこで成り得ないごとございます。やはり何がその辺の気持を持ちながら、事態に臨んでおる段階でござります。

○鈴切委員 町村自治大臣が、十九日の閣僚協議会で、団結権を持たない警察官あるいは消防士にも、待遇改善の配慮をしてもらいたいという発言をさせさせていただければ、たいへん助かるなというふうな気持ちを持ちながら、これから作業に臨むということになると思います。

○鈴切委員 ○・三の問題でありますけれども、三を繰り上げ支給をされました。しかし、從来、公務員の方々は、昨年度の物価高騰において民間が、言ふならば、生活防衛資金とかあるいはインフレ手当とかいうことで支給をされている現状にあって、やはり○・三というものについては、そういうふうな意味合いであると、多くの方々はとつてゐるわけであり

れば、勧告をされるわけでありますけれども、支給方法としては、六月分を先食いする考え方であるか、あるいは新しい形として、一時金として支給するということになるのか、私は、臨時手当と

思ひます。そして、その答申書の中に、やはり勧告の時期を早める努力をされるのか、もやはり勧告の時期を早める努力をされるのか、あるいはその見通しは、どういう状態でしようか。

○佐藤(達)政府委員 まだ、その具体的な方式についても、結論は得ておりません。目下、鏡意策中であり、まだ来ておらないところもございまして、それらを待つて、資料を整えての上の話にありますけれども、その点についてのお考えを……。

○佐藤(達)政府委員 まだ、その具体的な方式についても、結論は得しておりません。目下、鏡意策中であり、まだ来ておらないところもございまして、それらを待つて、資料を整えての上の話にありますけれども、その点についてのお考えを……。

とにかく、異例な調査をやつたわけございますから、やはりそれに対応する措置も、従来のように、夏の勧告と一緒にということは、これはあり得ないごとございます。やはり何がその辺のところは、気のきいた措置をとるべきじやないかという気持ちを持ちながら、事態に臨んでおる段階でござります。

○鈴切委員 町村自治大臣が、十九日の閣僚協議会で、団結権を持たない警察官あるいは消防士にも、待遇改善の配慮をしてもらいたいという発言をされたけれども、そういう問題については、どのように人事院としてはお考えになつておるか。あるいは試験場、研究所等の研究職について、今年後どのようになるのか、何らかの手当でながれるのかどうか。たとえば研究職は、今まで教育職と同じ取り扱いを受けておったわけであります

が、今回は見送られたわけであります。そういう点については、どのようにお考えでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 それらの点については、かねがね御希望も強いところでござりますので、例年のようにおいて、いろいろその点は注意をしながら、重点的に措置をしてきたと思ひますけれども、問題は、やはり全体の給与の改善の際の一つの研究事項だということになると思ひます。

○鈴切委員 時間ですか終わります。

そこで、それについて、人事院としては七百社に及んで、言ふならば、すでに調査に入つておられるということでありますけれども、その結果といふものは、近々出ると思ひますが、その結果によつて、支給をしなくちやならないということにな

まして、すでに昨年の九月三日に、第三次公務員制度審議会の前田会長から田中總理が、「國家公

務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働関係の基本に関する事項について」という答申書が提出しております。そして、その答申書の中に、いろいろの意見が並列してあるところもあるわけでござりますが、その中で、特に「労使関係の改善のため」、「云々と、こう政府の努力責任がうたつてあるのですが、答申による制度改正は、いつごろ行なわれる見通しでございましょうか。

○小坂國務大臣 公務員制度審議会の答申が出ますから、やはりそれに對応する措置も、従来のように、夏の勧告と一緒にということは、これはありますけれども、答申の趣旨にのつとり、労使関係の改善のため、答申の趣旨にのつとり、労使関係の改善のため、答申による制度改正は、いつごろ行なわれる見通しでございましょうか。

○鈴切委員 本日の闘争段階、きょうの状態などを見ても、これに關係するところが大でありますので、あえてこれをお尋ねさしてもらいます。

○佐藤(達)政府委員 本日の闘争段階、きょうの状態などを見ても、これに關係するところが大でありますので、あえてこれをお尋ねさしてもらいます。

○鈴切委員 本日の闘争段階、きょうの状態などを見ても、これに關係するところが大でありますので、あえてこれをお尋ねさしてもらいます。

○鈴切委員 本日の闘争段階、きょうの状態などを見ても、これに關係するところが大でありますので、あえてこれをお尋ねさしてもらいます。

○鈴切委員 本日の闘争段階、きょうの状態などを見ても、これに關係するところが大でありますので、あえてこれをお尋ねさしてもらいます。

○鈴切委員 本日の闘争段階、きょうの状態などを見ても、これに關係するところが大でありますので、あえてこれをお尋ねさしてもらいます。

て、御承知のように、各省次官を構成メンバーとする連絡協議会をつくりまして、また、その下部機構に局長クラス、課長クラスの幹事会を持ちまして、今日まで約四十二回、それぞれの問題について、それぞれに議論をいたしておりますわけでござります。しかし端的にすればりそのものの結論は、まだなかなか出ておらないのが実情でございます。

こんな御説明で御満足いたたけるかどうか、重ねて御質問があれば、多少具体的に進んでいく点もございますので、御報告いたしても、よろしくおこないますが……。

○受田委員 多少具体的に進められておるといふことであれば、お伺いしたいのですが、すでに答申が出て半年以上たつておるわけで、公務員関係

の田結権 団体交渉権 争議権等をもるいはその対象になる職種等を含めた協議というようなものがある程度進んでおると思うのです。また、それぞれの組織の申し入れ等もあって、その組織とのお話し

話し合い等もされておると思うのでござりますが、労働基本権に関する具体的な進展があるのでござりますか。

○小坂國務大臣 基本権、これは非現業の職員であるとか、あるいは三公五現の現業職員であるとかいうことだけをとらえまして、団結権、交渉

権、スト権それぞれまたニュアンスが違うわけでございます。それらの問題をひとつくるめまして、現在検討いたしておりますが、要点を特に申し上げますと、

けるならば、すでにこの三公五場についてはある程度それぞれの官厅において、公勅審の答申に基づく經營形態も含めての検討を開始してもらっています。

○受田委員 私、時間の関係で直接この法案に触れます。が、総務長官、この法案が成立しますと、教職員の、特に義務教育課程の教職員の待遇が一

歩前進といふ答えが出るわけです。  
そこで、政府は、この教職員の待遇改善について、専門職としての立場で、身分に適當な、またその職務の責任の重大性に応する待遇をしたといふ考え方でございますが、あるいはそうした専門的

るのは、国立学校の先生方、国立大学の付属高校、付属中小、幼稚園で、こういうところへはね返るわけですが、国立大学の付属の先生方は大体六十三が停年です。六十三まで現実に国立大学の付属の中学校や小学校の先生は勤務している。この法律の適用をじかに受けの方々は、六十三まで勤務しているのですが、それがさらに地方公務員の先生方にはね返るとするならば、この待遇改善とあわせて国立学校並みの勤務という方向へ改善をあわせて国立学校並みの勤務という方向へ漸次指導されようとするのかどうか。あわせて、専門的な職種に対する待遇改善という御答弁であるならば、その方向へ行くべきではないか。五十五や五十七、八でやめてもらうような情勢が地方にあるわけです。そういうものを、国立学校の付属中学校や小学校並みに文部省は勤務を延長するこれは非常に重大な問題になりますのでございますが、しかし大事なことでございますので、ちょっとお尋ねをしておきたいのです。

等級別で、これは校長さんよときめておくことがいいのか悪いのかといふことに、御指摘の点はつらがる問題であります。これは俸給表の構成からいうと、相当基本的な根本的な問題だらうと思います。私どもは、当面、現在のところでは、従来の等級の区別というものは正しい、しかし、おっしゃるような趣旨は、よくわかります。したがいまして、われわれは、そのつど配慮はしておるところでござりますけれども、結局、二等級なら二等級のままで、相當の、いい給与はもらえるような方向に持っていくということで、名よりも実のほうを考えていくべきことではなかろうかというふうに考えながら、その方向で努力をおるというのが実際でございます。

○受田委員 そうしますと、一等級への格づけも含めた検討をしておることはしておるんですね。ただ現実には、二等級の中で大いに内容を充実していくみたいということをやつておるわけだ。しかし長期の勤続者に対して、やはり一等級への格づけというのは、一つの希望であり、職務に精励する根源にもなるわけだ。文部省としては、そういう配慮を好ましいと思ひますか、どうですか。

○藤波政府委員 たてまえといたしましては、い

ま人事院総裁がお答えになつたとおりであろうと思ひます。しかし教育の仕事というのは、校長さうであるからえらいとか、それがりつぱな待遇で迎えられるべきであるとかいうことではなくて、あくまでもその先生の持つている資質の高さ、あるいは人格の高さ、それが与える教育の影響というものが第一に考えられるべきだと思いますから、先生御指摘の考え方につきましては、文部省としても今後そういう方向で検討を進めていくよういろいろ働きかけはいたしてまいりたい、かように考えております。

もう一つ、人事院総裁、今度の給与改定、俸給表の作成は、国家公務員法の給与準則の中にある「俸給表は、生計費、民間における賃金その他人

事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、「適當な事情」人事院が根拠としたと考えてよろしゅうございますか。生計費とか民間における賃金とかいうものとは全然関係なくて、そのめつたに適用されない三番目の「事情を考慮」ということの適用かどうかです。

○佐藤(連)政府委員 そこまで持つていませんでも、給与の鉄則として「職務と責任に応じてこれまで、給与の鉄則が、法律の中にあるわけですが、その職務と責任の面から照らしてみますと、先生方の職務と責任は相当重い、ですから、そこから出発するのがすなおな考え方だらうという気持ちで、今回の勧告も申し上げているというわけです。

それから、先ほど申し落としましたけれども、たとえば二等級でも、校長さんにならなくても、二等級の俸給表をこらんなればおわかりのように、二等級のずっと上のほうの俸給は、校長に当たる一等級のところの人々よりも、ずっと上の俸給も盛りつけてありますから、これは大体、御趣旨に沿つたことに現在なつておると御了解いただいていいと思います。

○受田委員 しかし俸給表の作成についての一応の基準があるのですから、その基準は、一体どれにのつとつておるかといふことも、無視はできません。この六十四条には關係なしにこの俸給表がつくられたとなると、私は問題だと思います。この六十四条には關係なしにつくられた俸給表——職務と責任ということだけで取り上げる問題じゃないと思う。六十四条のどれに当たるかです。今後、政治的にどの省から、かつてこうした法案が提出されて、人事院があとからこれを追つかけて、追認のかつこうで勧告するというような、これは、そういう原則じゃないわけですよ。

これは非常に変則的なやり方が、このたび行なわれておるので、私は、やはり人事院が他の省からハッパをかけられて、政治的に政策的にどん

ん迫り込められて、政策的俸給表というかつこうにならぬようになつまつ、それは人事院そのものが根本においては常に頭の中に入れて、人事院が適当と認めるその他の事情でびしひしやつてけばいいわけです、他の省と相談されて、よその省から出た法案を、あとから追つかけて、人事院が勧告を強要されて、そして人事院の独立性を喪失しながら勧告案を出されるということは、ほんとうはまずいと思うのです。

○佐藤(連)政府委員 そんなことは、もう全然私どもはないと思っております。完全にわれわれの自主性に基づいての勧告である。しかも、この方向は、かねがねわれわれの努力してきた方向なんでも、やつと念願が果たせたわいとせつかく喜んでおるのでござりますから、その点においては、われわれの自主性をいささかも害しておるものではない。

そこで、いまのお話は、それを、いまの「その他人事院の決定する適当な事情」ですか、その中に入れて——それは文章としては、私は入らぬとは申し上げません。入らぬとは申し上げませんが、もう一つ手前の六十二条という根本基準があります。この根本基準は、「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」というのですから、これは、やっぱりわれわれの責任において、われわれの判断に基づいて、六十二条の判定の結果、教員の方々については、職務と責任からいつて、これぐらいの待遇はしてあげなければいけぬということで出しておるのですから、その点は自主性の問題とは全然違うわけです。われわれ認めるというのがありますから、それに入りませんよとむきになつては申し上げません。

○受田委員 では、これでおきましょう。

○徳安委員長 これより討論に入るのですが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 この際、暫時休憩いたします。  
本会議散会後委員会を再開いたします。  
午後零時四十六分休憩

○徳安委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
午後二時五十五分開議

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○木下元二君

登記所の統廃合につきましては、昭和四十五年十一月二十日、「行政機構の簡素、合理化の推進について」という閣議決定に基づきまして、同年十一月二十二日の「地方支分部局の整理再編成について」という閣議報告がなされております。この

方法務局の出張所について、昭和四十六年度以降五年間に、極力整理統合するとともに、地方法務局についても、出張所の整理統合に応じて措置する。「こういうふうにうたわれております。登記所の統廃合の方向が打ち出されておるのあります。

そこで、この統廃合の五年計画全体の概要を、明らかにしていただきたいと思ひます。

○廣木説明員 ただいまの登記所の適正配置にしましては、四十六年度から五年間ということで、極力整理統合するということでございまして、それについて、民事行政審議会というのが、法務大臣の諮問機関として審議をされまして、その基準が出たわけあります。そうして、その基準に当たはめまして、また、いろいろな地域社会の実情を加味しながら進めていく。今までのところ、昭和四十六年度に四十一戸、それから四十七年度に六十一戸、四十八年度の三月十五日現在で四十戸ということになつております。そして、そのあとほぼ二年余りございますけれども、それにつきましては、おおむね三百五十戸前後というところが、一応民事行政審議会の答申の基準の対象戸と考へられますので、そのものにつきましても、具体的な条件を検討しながら進めてまいりたい、さように思つております。

○木下委員 状況はわかりましたけれども、私の質問は、この五年計画全体のまとめられたものはあるのかどうか、あれば、それを明らかにしたい、さように思つております。

○廣木説明員 民事行政審議会の答申の基準は、おおむね小規模戸を統合していくということです。

四つの基準がございまして、第一の基準は、甲号事件五千件以下戸で、受け入れ戸までの所要時間がおおむね六十分以内。第二の基準は、甲号事件二千件未満で、おおむね九十分。第三の基準は、交通至便戸、それはおおむね二万件以下戸で三十戸以内。第四の基準が、同一市区町村内にある登記所という四つの基準がございますが、実施にあたりましては、第一の「登記所の適正配置を実施

域社会の社会、経済的条件、自然的な条件といふことを加味しながらやるべきことになつておりますので、そういう点と、それから受け入れおりますので、最初から具体的な計画といふものをきちちにときめまして、それでそれを実施していくという形ではございません。

○木下委員 そうしますと、その五年計画といふものは、内容としてきめられたものはない、こう聞いていいのですか。あるのかないのか、簡単に答えてください。

○廣木説明員 民事行政審議会の答申に形式的に当てはめた大体の戸数といふものは出でておりますけれども、いま木下先生のおっしゃるような個々具体的な、何年度はどこそこ、何年度はどこそこ、というような具体的な計画はございません。

○木下委員 そのいま言われた民事行政審議会の答申ですが、これは法務大臣の訪問機関であつて、単に答申をしておるだけの話なんで、聞いておるのは、その答申に基づいて法務大臣が、具体的な五年計画をつくるておるのかどうかということなんですね。いま「登記所適正配置の基準」あるいは「登記所の適正配置を実施するに際して留意すべき事項」、この答申の中にもうたわれた事項、こうしたことについて、るる言われましたけれども、このことについて聞いておるのはではないのでありますまして、そうした基準なり、あるいは留意事項に基づいて、具体的に統廃合をどう進めるのか。当然、計画がつくられていなければならぬと私は思うのです。ただその場の行き当たりばつたりで進めていく、ということでは、私は国の行政ではないと思うのです。諸条件を見ながら、いろいろ考えていく、これはわかりますけれども、やはり本計画というもののがなければいけない。ないので、すか、これは。

○廣木説明員　ただいまおっしゃるような意味での統廃合の対象候補厅というようなものは——これを折衝いたします実施厅は、各地方法務局及び法務局がやつておりますて、そこにおいて、その管内の出張所について、それを候補厅という意味であげておるものはどうぞいます。

○木下委員　候補厅としてあげた計画というものがあるわけですね。これは、私が聞いておるところによりましても、この答申が出て、答申後に各法務局などから計画表が出されておるということなんです。この計画表に基づいて、少なくともおよそその大綱はつくられておるというのが当然だと私は思います。

そこで、その内容ですが、これは、ここでこまかく網羅的には言えぬでしようけれども、少し輪郭だけ言つていただきたいと思います。いま府数は言われましたが、府数は、あと二年でおおむね三百五十府ほど残つておるというふうに聞いたのですけれども、もう少し骨組みを述べていただきたいと思います。

○廣木説明員　いま、おっしゃるような意味での具体的な、たとえばこの第一基準に当つてはまるものは何府ぐらい、第二基準が何府ぐらいといふ見当の候補厅の数は拾えれば出でくると思います。

(木下委員)「それと言つてください」と呼ぶ)いま、ちょっとここに持つてきておりません。

それで、その候補厅の考え方でございますけれども、それは、あくまでも答申その他こちらの内輪でやられておる資料その他に基づきまして、この答申がいつておりますような、小規模分散機構というものを適正に配置していくのには、どのあたりの統合厅を考え、その廃止厅を、どのあたりを考えるというふうに、個々的に、具体的に検討しておるわけでございます。そういうものを積み上げまして、内輪で候補厅を一応考え、具体的な地元との折衝というものは、いろいろ地元の事情がありますので、そういうことを考えながら折衝に入るということにしております。したがつて、候補厅の数全部がすでに折衝に入つておるという

○木下委員 いま候補厅については、資料を持つてきておられないということですが、候補厅はあがつておるそうですから、その資料をあとでいただけますか。

○廣木説明員 はい。

○木下委員 それは了解していただきましたので、それでは四十九年度の計画、これを明らかにさせていただきたいと思うのです。統廃合する数、それから該当厅、これもいろいろ条件を見て、実際に統廃合されるかどうか不確定な要素はありますし、ようけれども、一応その候補厅、それから時期、こうした内容について明らかに願いたいと思います。

○廣木説明員 ただいま申し上げましたように、受け入れ厅の施設の整備状況と非常に関連が深うございますので、これは予算が伴うわけでござります。しかも現在の厅舎そのものを増改築する場合と、いろいろございまして、まず前提としては、そういう受け入れ厅の整備状況がどの程度蓋然性、可能性を持つかということを考えねばならない問題が第一にござります。

それから、五ヵ年で極力ということでございますので、四十六年度から四十七年度、四十八年度とずっと折衝してきておるものとの繰り越し分がございます。したがって、現在も、そういう意味で四十六年度以来の折衝を持っておるものについて、ねばり強く交渉している、そういうものの繰り越し分と、それからいま申し上げました受け入れ厅の整備状況とのからみで、どこあたりが四十八年度あるいは四十九年度には進められるのかと、いうようなものを、四十九年度に入りましたて、具体的に検討し、本省とそれから現地との間で打ち合わせいたしまして進める、こういう状況でござりますので、現段階では、その数が幾らというところまでまだ詰まつておりません。

あるとか、新築するのか増改築するのか、そういう問題もあるので、確かにそういう不確定要素がある。法務当局としてお考えになつてはいるその基本線というものは、四十九年度中に幾ら、どういふうふうに進めるのか、それがなければ私はおかしいと思うのです。そうでしょう。だから、それを明らかにしていただきたいと思うのです。

○廣木説明員 現在のところ、大体、約三百数十斤くらいが、候補厅として、将来、四十九年度、五十年度に考え方でございますので、したがつて、そのうち四十九年度にどう選定していくかということになるかと思ひますが、その数字は大体、百数十斤ということに一応考えておりまして、木下委員 これも、ただ百数十斤なんというよううなあいまいなことではなくて、候補厅もあがつておるそうですから、もつとこれも明らかにして、そして時期としては、四十九年度内のいつごろになるのか、そうしたことも、ひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

少なくとも、この登記所の統廃合問題というのには、これまで法務当局は、国民のほうにも明らかにせず、また、そこで働く職員のほうにも明らかにせず、極秘のうちに進めてこられたような節が多分にあると思うのです。私は、そういうことでないかと思います。法務当局は、一方では事前に地域住民の納得を得て進める、こういうふうに言わわれておるわけなんですね。これは国会の答弁を見ましても、あるいは答申などを見ましても、そういう趣旨が貫かれておる。少なくとも地元住民の理解と協力を得るためにも、国会審議の機会におきまして、こうした問題を明らかにされべきだと思うのです。大臣、この点は、ぜひ明らかにしていただきたいということをお願い

しているわけですが、してもらえますね。

**○中村国務大臣** お答えを申し上げますが、大体四十九年度は、どこらを候補厅にしておるかといふものは持つておるはずでございます。ただ、実際にこれを円満にやつしていくのには、前後したり、いろいろな変化があろうかと思ひますが、その点をお含みいただきまして、候補厅の数字は、追つて資料をつくりまして、お届けしてもけつとうでございます。

○木下委員 それでは、ひとつ理事会のほうでは  
かっていただきまして、ぜひ取り寄せができるよう  
にお願いいたします。

○徳安委員長 よく相談します。

○木下委員 そこで、一つ具体的な問題をお尋ね  
いたします。

能勢町に大阪法務局の森上出張所と地黄出張所と地黄出張所というのがありますが、この二つの出張所の油田から出張所への統廃合問題が起こっています。詳しいことは申しませんけれども、経過だけ申し上げますと、四十八年八月七日ころに、大阪法務局から能勢町の議長、町長に口頭で、四十八年度内に統廃合を行なうという通知がありました。その後、三度にわたりまして、大阪法務局に対しまして、能勢町長は、文書で統廃合は反対であるという意見を出しておられます。そして大阪法務局は、当面見合わすという回答をいたしております。そして、さらに四十八年十月ごろに、わが党の村上議員が、当時の田中法相との交渉で、この問題について検討をするという回答をいただいております。

つきましては、先ほど申しました民事行政審議会の答申の基準に一応當てはまると思うのであります。

いうことがうたわれておりますが、住民に知らせ  
もせずに、どんどん進めていくといったことはや  
めていただきたい。特に要請しておきます。

的に下がることのないよう、いろいろと配慮をしながら進めておる現状でござります。

しているわけですが、してもらいますね。  
○中村国務大臣　お答え申し上げますが、大体、  
四十九年度は、どちらを候補市にしておるかとい  
つまましては、先ほど申しました民事行政審議会  
の答申の基準に一応当てはまると思うのであります。  
いうことがうたわれておりますが、住民に知らせ  
もせずに、どんどん進めていくといったことはや  
めいただきたい。特に要請しておきます。

的下がることのないように、いろいろと配慮をしながら進めておる現状でございます。

ただ、いまお話しのように、地域開発がその管内で非常に活発に行なわれておる、したがつて、そういう社会、経済的な条件をよく見きわめながらやつしていくことは、当然のことでござりますので、そういう意味で、この池田出張所への統合問題

私は、具体的な問題に立ち入つてお尋ねしたい  
ように配慮されているかどうかということなんで  
す。

検討するというふうに聞いております。したがいまして、先ほど申しました候補府の中には、もちろん入つておるわけでございますが、具体的な折衝をどういう形で今後進めるのかという点、いま申しましたような事情等を十分検討の上、取りかかるということにならうかと思います。

○木下委員 この統廃合については、住民は全く知られていないのであります。

少し問題点を申しますと、能勢町と東能勢町

○木下委員 いまの統廃合の問題は、よく検討しいかに総合的に勘案しながら対処するかという点でやつております。

いま御指摘のような池田から能勢のほうにかけてのいろいろの諸条件、諸事情というものは、私どもも現地から報告を受けております。そういう点は、現地も十分に考慮しながら対応しておるといふように理解しておりますので、御了承いただきたく思います。

と思ひますが、この統廃合によつて、所長はそのポストを失うことになるわけですね。二つの統廃合する場合は、必ず一人は失う、そういう結果になりますが、所長であった者は、一体どうなるのかということになります。大体一人厅、二人厅の場合は、所長というのは行政職五等級であります。統廃合によつて、所長でなくなると、係長になる場合もありますが、係長のポストが埋まつてゐるときは係長にもなれない。そして登記専門職

は、農民が約八割から九割占めておるので。土地の移動が非常に多いところなんです。これが池田市のほうに統廃合されると、非常に不便になってしまいます。マイカーで行きましたも、十分かかりますが、バスなどを利用しますと一時間ぐらい、実質時間に待ち合わせなども含めますと、池田の登記所に行くということになりますと、半日から一日かかるというふうなことになってしまって、ただくことにいたしまして、次の問題に移ります。統廃合に伴う職員の待遇問題でありますと、これは基本的には、どのようにお考えですか。簡単でけつこうです。

○廣木説明員 出張所の職員というのは、いま統廃合の主たる対象になつておりますのは、小規模庁でございますから、一人庁とか一人庁とかが非常

にされる。登記専門職ということになると、標準職務表の上で四等級になれないんですね。また、かりに係長になりますとしても、これは、いわゆる充て係長でありますて、実質は登記専門職であります。本省と管区の本局の係長は四等級の道が開けておりますが、それ以外はないのであります。こういうことで身分保障についての配慮が私は足りないと思うのです。

うのです。また能勢町の住民の半数くらいが、乗用車を持ついますが、池田市への乗り入れは、池田市内は交通渋滞の非常に激しいところでありますして、大阪府のはうに対しましても、陳情が再々行なわれております。統合によりまして、池田出行所の管轄範囲も非常に広くなってしまう、これによつて現地調査もさわめて困難になる、こういに数の少ない職員しかいないところが大半でございます。したがつて、廃止されると、当然所長あるいはその職員が、他に移らざるを得ないといふ問題が出てくるのでござります。ところが一人厅といふのは、その片舎の統きに宿舎がござりますして、一年じゅう拘束されておるというような状況から、言うなら、そういう勤務条件が非常にひ

統廃合されるような地域の登記所の所長といいますのは、予算の上でもあるいは機構の上でも、これまできわめて冷遇されてきたのです。これは私、詳しくは申し上げませんけれども、冷遇されながらも嘗々として登記所をさせてきた人たちであります。だから、この統廃合でさらに格下げが行なわれたり、あるいは昇進の道がはばまれるということは、あまりにも酷だと思うのです。行

こうした問題点についても、十分考慮をされまして、私は、答申の趣旨に照らしましても、ひとつの上をして、いたゞくべきだと、うふうて思うのである。あるいはその他の人事異動を考えまして、十分な勤務環境のある、あるいは生活条件の整つたほうへ移動する、そういう点。

それからまた、処遇ということになりますと、従来所長であった人でありますから、それが実質尊重する、住民の理解と協力のもとに進めると

五等級で、係長ボストがないんぢやないか、その

ね。——そう聞きまして、次の問題に移ります。

局のほうで住宅確保の手を打つべきだと思いま  
す。これは、そういう方向できちんと処理をする  
ということになりますので、そうしていただくな  
どにいたします。

とに進められてきたのかどうか、あるいはまた地元住民の意見が、十分に尊重されて進められてきたのかどうかをきわめて問題だと思うのですが、この点については、いかがお考えでしょうか。簡単でけつこうです。

を考える、また、それが定期的な人事異動期に当たつていれば、その機会に、そういう格下げ的なことの起らぬように対処しておるということをございます。これまで百数十戸の統廃合において、職員のいわゆる実質格下げということが行なわれた事例は一つもございません。

○木下委員 それは、ないですか。私が聞いて、いるのを具体的に出してもよろしいが、統廃合に、よつてポストを失つた所長が、係長にもなれなかつたというケースは、一つもありませんか。

○魔木説明員 私、そういう意味で、そういう問題が、従来から出でおりましたので、十分に官房とも御相談いたしまして、暫定的な係長ポストを個々的に認めてもらいまして対処してきておりまつたので、そういうものはない、そのように記憶しております。

○木下委員 たとえば、私、具体的に聞いていいる  
例から申しますと、これは鳥取県ですか、三朝出  
張所といいうのがありましたね。これが倉吉支局に  
統合になりましたけれども、出張所の所長は係長  
にもなれなくて、登記専門職になつておる、こう  
いうケースがあるんですよ。その点は、いま、そ  
ういう格下げになつたり、あるいは昇進が妨げら  
れるなどのないよう今後十分な配慮をするとい  
うことを、ここでお約束されるわけでありますから  
ら、私は、それ以上追及はしませんけれども、そ  
のことは必ず履行する、そう伺つてよろしいです。

ね。——そう聞きまして、次の問題に移ります。答申でも、特  
殊の宿舎の確保がうたわれております。これまでの実  
際の進み方を見ますと、この点についても、私は、  
配慮が十分ではなかつたと思うのです。所長の方  
の宿舎といふのは、普通は町役場が提供する町の建  
ですね。それが統廃合で廃止をされるということ  
になりますと、町のほうも明け渡しを要求してくる  
という問題が起ります。所長はやむを得ず、  
自分で苦労をして家さがしをする、適当などこな  
が見つからない、こういうケースは多々あつたし  
思うのです。これは、ないとはいえませんよ。  
の宿舎の確保について、今後どう処理されるか  
伺っておきます。

局のほうで住宅確保の手を打つべきだと思います。これは、そういう方向できちっと処理をするということになりますので、そうしていただきごとにいたします。

ただ、もう一つ、住宅の問題にも関係して問題を出しておきたいのですが、統廃合を進めてきて、いろいろな事情でそれが中止になつたというケースが、これまでにあります。たとえば広島あるいは岡山でもそうです。官報で告示までされながら、これが中止をされる。職員のほうは、統廃合ということで、いろいろと引っ越しの準備をする、それが中止ということになると、いろいろと損害を受けることになります。子供の通学問題だって、転校ということで手続まで進めておつて、中止ということになれば、それもやめなければならぬ、こういう問題が起るわけなんですよ。今後、十分に配慮をして、こうしたことのないようにお願いをいたしたい。

○廣木説明員 その点、統廃合の最初のころに、そういう事例がございまして、それに関係してい

○廣木説明員 登記所の整理統合については、登記所自身が明治以来、地域社会とともに歩んできて、しかも地元の御協力を得てきて今日に至つておる、また地域の方々の非常に身近な国家機関であるということで、御愛着を持つつていただいておりますので、登記所を受け入れ府のほうへ統合していくことについては、いろいろな面で地元の方々から非常な関心なり反響がござります。したがつて、そういう地域の方々の十分な理解あるいは協力といふものなくしては、統合はどうてい進めがたいわけでございます。

したがいまして、先ほど百三十ということでおさいますけれども、実際は、もつともつとたくさんの折衝をやつておつて百三十というところでございまして、これには相当な時間をかけて、しかも、いろんな機会をもあまして進めておるという

局のほうで住宅確保の手を打つべきだと思います。これは、そういう方向できちっと処理をすることになりますので、そうしていただこうことにいたします。

ただ、もう一つ、住宅の問題にも関係して問題を出しておきたいのですが、統廃合を進めてきて、いろいろな事情でそれが中止になつたというケースが、これまでにあります。たとえば広島あるいは岡山でもそうです。官報で告示までされながら、これが中止をされる。職員のほうは、統廃合ということで、いろいろと引っ越しの準備をする、それが中止ということになると、いろいろと損害を受けます。子供の通学問題だって、転校ということで手続まで進めておつて、中止ということで手続まで進めておつてならない、こういう問題が起るわけなんですね。今後、十分に配慮をして、こうしたことのないようにお願いをいたしたい。

○廣木説明員 その点、統廃合の最初のころに、そういう事例がございまして、それに関係している職員が、非常にいろいろの負担をしたという事例は承知しております。したがって、その後は、途中で中止というようなことにならないように、統廃合実施は慎重に進めておりまして、施設の問題、宿舎の問題、それから居所を移さなくちゃならないその手当で、そういうものを、総合的に整理統合の際に考えて、対処するというようになしてしております。

○木下委員 少し問題を変えますが、申すまでもなく、登記所というのは、国民特に地域住民に対する一種のサービス機能を果たすものであります。その統廃合につきましては、地域住民への利便の問題が、特に考慮されるべきであります。この点も答申にはうたわれておるのですが、四十五年以降、これまで統廃合が急速に進んできました。四十五年から四十八年まで、私のほうで調べたところによりましても、ざつと百三十カ所の登記所の出張所等が廃止になつております。これら

す。私はいろいろ聞いておりますけれども、登記簿の謄本や抄本などは、郵便の申し出によつてもけつこうです、あるいは電話の申し出によつてもやります。こうすることを廢止になるほうの住民に對して約束するところが、電話での申し出でもけつこうだということにいたしますと、電話ですから、対面して申し出を受けるわけではありませんのでミスも起る。あるいはその電話に従つて事務を進めましても、取りに来ないといった事態も起る。こういうことになると職員が非常に困るわけです。非常に忙しい中で仕事をしているのに、その仕事がロスになる、こういう問題も起るわけです。

うにしていきたいということで、来年度あたりから、地図の閲覧の機あたりも改良いたしまして、地図閲覧の業務が非常にスムーズに運ぶようにしていきたい、そしてまた、地図自身を大事にしてもらうように、これは多くの人が利用するものでありますから、いまの大宮の事件のように、地図にかってに筆を入れるということのないよう

にしていきたい、そのように思つております。

○木下委員 私の質問に答えてほしいんですけどね。対策を言わされましたけれども、私は、その判断をどうとらえておるかというふうに聞いたんで

す。簡単だけつこうです。

○廣木説明員 地図の閲覧によつて、そういう一般の申請人の方々が不測の損害、御迷惑のかからないよう、地図問題に対しても、閲覧を中心にして、いろいろの手法を考えながら、また、その各登記所に合つた最もいい方法というものを考え、対処していくというふうに、具体的にあります。

○木下委員 それでは、ちょっと質問を変えます。私が、この登記所に備えてある公図といふもの、これは一体どのようにお考えなんでしょうか。これは、きわめてずさんな、不正確なものが多いのです。

私も弁護士の経験がありますが、たとえば一番と二番の土地がある。実際は一番が東で二番が西にある、ところが、これが逆になつておつたり、面積なんかでも全然違つておつたり、これは非常にずさんのが多いのです。この公図といふものを、一体どのように考えていらるのか伺いたい。

○廣木説明員 いまお話しのその公図といふものは、土地台帳付地図ということで、戦後、税務署から引き継いだものでございます。したがつて、これは、おおむね明治の初年に、地租改正その他事業を通じましてでき上がった地図でございまして、御指摘のように、非常に見取り図的なものが多いためです。また、中には非常に正確な

ものもございます。したがつて、その精度が、現地と合わせてみると、非常にまちまちである。

したがつて、そういう精度の度合いと、そういうものを、とてもらうように、これは改ざんをしてもらつよう、これは多くの人が利用するものでありますから、いま御指摘のように、場所が違つておつた

利用される方々が十分認識して用いていただかな

いと、いま御指摘のように、そういう問題について、その他のいろいろと問題を引き起こすわけでござります。

ただ、先ほども申し上げましたように、地図と

いうのは、現地を復元して、現地を克明にあらわすというようなものでなくてはなりませんので、もっと精度の高いものを、不動産登記法の十七条に所定しておる地図であるわけですけれども、これは法務局が、もしそれを整備していくことになりますと、そういう精度の高い

地図による換地確定図とか、地域のいろいろと正確な地図を私のほうに受けまして、そういうものからも、精度の高いものを整備していくということを他方で考へておるわけであります。

○木下委員 公図は、非常に精度が低いといふことで、これは問題があるんですねけれども、閲覧をする国民の側にしますれば、やはり登記所に備えつけの画面ですから、これに信を置きがちであります。一々職員が注意をするといつしまして

が、注意をするといつしましても、それが一体どこまで徹底するか、非常に疑いがございます。そもそも、この登記制度といふのは、不動産取引の安全をはかる制度なんですね。ところが、そこ

の登記所に備えつけの公図が、かえつて不動産取引のガソになつて、安全を期することができない、こういう問題をもたらすわけです。だから、むしろ取引の安全の害になる、このガソを取り扱うべきではないか。そういう方向で進めるべきではないか。

先ほど精度の高い画面の作成を準備ということ

に立つて、この公図問題を、私は早急に処理すべきだと思うのですが、いかがですか。

○廣木説明員 御指摘のように、地図が取引の非常に重要な資料になつておる、また、その必要性

でありますから、この画面の整備といつた問題について、そのものは、ますます高まりつつあるようになります。

ただ、先ほども申し上げましたように、地図と

いうのは、現地を復元して、現地を克明にあらわすというようなものでなくてはなりませんので、そういうことになりますと、そういう精度の高いものをつくつていくのに、たいへん時間もかかりますし、費用もかかる。したがつて、われわれとしては、いま社会で、あるいは世間で使われておるわけでございますので、それとか、あるいは土地改良による換地確定図とか、地域のいろいろと正確な地図を私のほうに受けまして、そういうものからも、精度の高いものを整備していくということを他方で考へておるわけであります。

ただ、売買や取引の際には、地図だけで取引をなさるわけでは毛頭ございませんで、現地を見持していく、それにはどうしたらいいかというようなことで取り組んでいるわけでございます。

ただ、売買や取引の際には、地図だけで取引をなさるわけでは毛頭ございませんで、現地を見持していく、それにはどうしたらいいかというようなことで取り組んでいるわけでございます。

うなことをしながら、かつ登記所の公図を参考までにご覧になるというような状況かと思います。しかし、だんだんとそういう隣地の方々に聞いて聞くとか、あるいは故老に聞くというような機会が少なくなつてきておりまして、地図たたよらざるを得ないという場合も非常に多からうと思ひます。したがつて、早急に、この地図の整備といふことが得られないという場合も非常に多くなると思います。したがつて、早急に、この地図の整備といふことが得られないという場合も非常に多くなると思います。したがつて、早急に、この地図の整備といふことが得られないという場合も非常に多くなると思います。

○木下委員 いまの公図の問題で、もう一点だけ聞いて、終わりたいと思いますが、この東京地裁判決の過失の点についての判示であります。う方向に向かいまして、今後とも努力を続けてまいりたい、かように思います。

○木下委員 いまの公図を閲覧した当時、前記事務処理量に見合うだけの人員の配置がなされておらず、十分な閲覧監視態勢をとるだけの人的な余裕がなかつたことが認められるが、いやしくも国が行政施策の一環として不動産取引上重要な機能を有する公図の閲覧を認めている以上、担当職員の不足をもつて、前記過失を否定する根拠となし得ないことはいうを俟たない。」こういつているんですね。登記官の過失を認めておるのでありますから、この点は、東京地裁の判決ですけれども、私は、非常に問題だと思うのです。

つまり、この閲覧監視態勢をとるゆとりが全くなければ、これは登記官個々の過失責任は、理屈からいっても追及できないと思うのです。この場

合は、私は、登記官の過失というのではなく、むしろ事務処理量に見合う人員配置をせず、閲覧監視態勢をとり得ない状態に置いた国の管理運営上の責任、これが問題だと思うのです。この点に過失があるというふうに私は言うべきだと思うので失す。

これは判断の問題です。さればともかくといたしまして、問題は、この事務処理量に見合ふ人員配置をして、閲覧監視態勢をきっちりとじる必要があります。そのことを、この不動産登記法はつきりと求めておるわけなんですかね。法律的にも必要だし、実際上も必要なんですね。もし、これをしなければ、私は第二、第三の大宮事件といふものが起つてくると思うのです。そしてまた、不動産取引の安全がいろいろと阻害されるという問題が起つてゐるのです。

だから、これは、先ほどちょっと対策を言われましたけれども、こまかくはけつこうですから、この点についても、抜本的な対策をひとつ整備願いたいと思いますが、いかがですか、大臣。  
**○中村国務大臣** この点につきましては、法務省历代各大臣も努力をしまして、人員の確保に努力をしておるところでございますが、なかなか意のとくに、行管が厳格でございまして、うまくいかないわけでございます。

御承知のとおり、行政の簡素化ということで、閣議決定として、内閣府に令和二年四月一日から、内閣府の職員が、内閣府の職員に対する給付金を支給する方針を示す。内閣府の職員に対する給付金は、内閣府の職員に対する給付金を支給する方針を示す。

講演会によつて玉の音の人員がござります。カットされた上にふやそうといふんですから、今年も最大の努力をして、百八十人登記所関係があえたわけですが、カットを受けた部分も含めて、それを消して、さらに増員をしていくこうという努力でございますので、なかなか遅々として進まないわけでございます。

できるだけ御趣旨に沿うように、われわれとしては、いまの登記所の事務の繁雜の現状にからんがみて、これを穴埋めして、そして十分な人材確保ということにつとめていくことが、労働力の上からも必要でございますし、いま御指摘のような事務の正確を期する上からも非常に大切なこと

である。かような考え方方に立ちまして、引き続き努力をしてまいりたい、かように思つておりま  
す。

○木下委員 それから最後に、もう一点だけ。法務当局は、この登記所等の統廃合問題につきまし

て、これは住民のほうの要望や意見などを聞くだけではなくて、全法務労組と交渉を進めていたり聞いておりまして、これは、たいへんけつこうなことだと思います。ひとつ誠実に、時間をかけて、また遺漏のないように、今後とも進めていた

として、より高度の御判断による御答弁を仰ぎたい問題があります。

かあーたからといって、これは中止すべきもので  
もないし、あくまで私は、年月をかけてでも努力  
をして解明につとめるべきである、かように存じ  
ております。

○受田委員　警察当局にお答えいただきましょ  
う。この捜査と政治的解決は別個ということで、  
対韓経済援助等も続行されてきておるわけです  
が、金大中事件に關係しての捜査というこの懸案  
は、その後、韓国側から何かの報告が来ておりま  
すか。

○佐々説明員　お答えいたします。  
金大中事件に関しまして、現在まで、私どもの  
ほうから韓国側に対し、外務省を通じまして捜査  
状況を、五回にわたりて通報し、また外務省を通  
じまして金大中氏の来日要請その他要望を七回  
合計十二回の要望を行なつておりますが、これ  
は、いずれも文書によつて行なつたものでござい

まして、そのほかにも、必要あることだ、口頭での回答の催促その他をいたしておるところです。

いますが、十一月二日に、金鍾泌總理がお見えになりました、金東雲書記官についての容疑を認

め、その検査結果のいかんによつては、これを処分することを約束し、かつ、その結果を通報する

ことをお約束いただいており、その回答を待つておるところでございますが、現在までのところ、回答をしておりません。

○受田委員 金東雲書記官の、この犯罪事実といふものの証拠の裏づけがどうなつてゐるかという問題については、御本人の指紋も検出されていることなんですが、このことは、何か韓国側で意思表示がされておるのかどうか。また指紋の権威というものは、韓国では認めていないのかどうかです。

○佐々説明員 指紋の問題につきましても、私どものほうからは、重要な容疑性の裏づけの事実として、つとに韓国側に通報してあるところでござりますが、この点に関しましても、私ども向こうへ残つてゐるわけですし、アメリカ等へも旅行ができないというかつこうです。日本へ御苦労願おうとしても、それができない。ちょうどよく似通つた事件で、ソ連でも、反体制運動のリーダー格であったソルジエニツィン氏が国外へ一応出ておる。それを、ソ連は手助けをしておるようなかつこうで国外へ出しておる。これは、なかなかつた行き方だと私は思うのです。ところが、韓国は、よく似たような立場の金大中氏を依然として韓国へ残しておる。どこかに何か暗い印象を与えておる。これに対する認識は、警察当局どう持つておられるでしょうか。

○佐々説明員 私ども、直接、韓国政府と交渉し立場にございませんで、外務省を通じて交渉しております。そのため、この金大中氏の来日は、私どもにとりまして、被害者調書を作成するという刑事手続上重要なことでござりますので、金鍾泌総理の来日に際し、私ども基本的には、いつかは金大中氏が来日するであろうというお約束をいただいたように理解をしておりますので、国際的な信義、誠実の原則に基づいて、韓国がこの約束を果たしてくれる、こういうことを期待して

おります。

○受田委員 期待したままになつて、じんせん月日をけみしておるわけですね。私は、日本国政府

そのものが、この問題で韓国側に非常に認められておるという印象を受けざるを得ない。指紋の権威は、一体、警察ではどう判断しておるのですか。韓国は、指紋の権威をどう見ておるのです

○佐々説明員 すでに先生御承知のとおり、指紋は終生変わりませんし、万人不同でござります。

指紋が犯罪現場から出たということは、国際通念といったしまして、どこの警察でも、非常な動かしがたい容疑事実というふうに考えております。韓国側が、この指紋についてどういう考え方をしておるのか、公式回答がございませんので、残念ながらわざりかねますが、おそらく指紋の重要性というものは、十分認識しておるというふうに推察しております。

○受田委員 課長は、外事担当をしておられる方が、外交官としても、海外に勤務された豊かな経験をお持ちなんありますが、犯罪人引渡し条約についての相手国は、アメリカ合衆国のみでございまして、残念ながら日本と韓国との間にはこれがございません。また、かりにこの条約が日韓間に存在いたしたとしたしましても、自国民不引

かなければならぬと思うのです。

○佐々説明員 現在、犯罪人引渡し条約を締いたしましたが、この条約の日本における価値判断は、どこへ置いておられますか。

○受田委員 課長は、外事担当をしておられる方が、外交官としても、海外に勤務された豊かな経験をお持ちなんありますが、犯罪人引渡し条約を締いたましたとあります。韓國は、よく似たような立場の金大中氏を依然として韓国へ残しておる。どこかに何か暗い印象を与えておる。これに対する認識は、警察當局どう持つておられるでしょうか。

○佐々説明員 私ども、直接、韓国政府と交渉し立場にございませんで、外務省を通じて交渉しております。そのため、この金大中氏の来日は、私どもにとりまして、被害者調書を作成するという刑事手続上重要なことでござりますので、金鍾泌総理の来日に際し、私ども基本的には、いつかは金大中氏が来日するであろうというお約束をいただいたように理解をしておりますので、国際的な信義、誠実の原則に基づいて、韓国がこの約束を果たしてくれる、こういうことを期待して

から、逃亡した犯罪人を引き渡しする条約というのが、たとえ韓国との間で取りきめられておったとしても、なかなかむずかしい問題だというよう

なまぬるいやり方では、国際的な犯罪人の捜査、検挙というようなことは非常に困難ですね、問題は、一体、警察ではどう判断しておるのですか。

○佐々説明員 この金大中氏事件の場合には、一つ申し落としましたが、もう一つ捜査上の大きな障害がございます。それは、容疑者として私どもが任意出頭を要求いたしました金東雲氏が、韓国

一等書記官」ということで、外交特権の保持者であつたということでござります。

○受田委員 いろいろと問題が残つておるわけですが、中村法務大臣、この問題を、このままでいつまでもだらだらさせることでなくして、日本政府としても、いま聞いておると、十数回にわたって督促をしている、しかし、それは文書であるということだが、現地には大使もいるわけなんで、そういうところから、大使が直接外交交渉によって、この国際的な疑惑を一掃して、日韓両国のはんとうの親善が可能であるよう仕向けていかなければならぬと思うのです。

○佐々説明員 こういう問題がうやむやにされたままで——いま世間では、いろいろ新鮮な話題が出ておるので、ちょっとと忘れられたような印象を受けておるが、しかし外交関係の非常に困難な問題として長く尾を引いておるわけなんで、これを、このあたりでいつごろめどをつけていくといふかつこうにしているのか。警察當局と法務當局との間で、まだ検察のほうへ回つておらぬから、おれのほうの仕事じゃないなどというような意味で、まだ警察

大会というのが、横浜の主催で行なわれる予定でございます。これにつきましては、確かに正式に四角ばつた話をすれば、未承認国からの入国は、容易には認められないというものが基本である

○中村國務大臣 近く、第二回アジア卓球選手権大会というのが、横浜の主催で行なわれる予定でございます。これにつきましては、確かに正式に四角ばつた話をすれば、未承認国からの入国

は、容易には認められないというものが基本であると思ひますけれども、しかし事柄が卓球選手権大会というスポーツの親善に関することでございま

すから、国際親善の上からも、われわれは、できるだけ前向きにこれに対処してまいりたいという考え方であります。

そこで、いま入管局長も来ておりますが、入管局としましては、横浜の大会準備委員会の事務局と緊密な連絡をとりまして、毎日詣めておるところでございますが、いま残されております問題は、チームの名称、たとえば南ベトナム解放戦線にせよ、カンボジアにせよ、チームの名称をどうふうにとられるか、日本が国交のある、承認しておる政権なり政府と国際的にあまりまづい結果を来たすのもよろしくない、その点を考慮に

ますと、全くお説のとおりだと思います。おそらく

入れて、チームの呼び名、呼称等について、目下交渉しておるというのが現段階でございます。それで、北朝鮮のように、国境がはっきりしておるところは、たとえ未承認国でありますても、外交がなくとも、これは考え方によつては、簡単でございますが、片方のほうは、そなはいかない現状にありますので、これをどう扱うべきかといふことについて、卓球選手権大会に来た人間が、一体、幾日滞在するのか、ほんとうにスポーツだけで滞在するのが目的であるか、あるいはその国の名称をどういうふうな呼び名にするか、そういうようなことについて、日下折衝中でございまして、こまかい折衝の経過等につきましては、入管の事務当局から御説明をあとでさせようとしたしたい、かように思います。

○影井政府委員 ただいま大臣から御答弁のありましたとおり、日本が承認いたしておりません国あるいはその地域の政権、それそれにつきまして事情がござりますので、承認をしてないというふうとであります。しかしながら、他方、今回の中球大会が、アジア地域を中心といたしまして人々の集まるスポーツの大会である、その性格にかんがみまして、これが多数国の若い人たちが集まつたスポーツの大会であれば、日本がその国を承認していない、あるいはその地域の政権を承認していないという事情がありましても、この人たちの参加を認めるということは適当でもあらうというふうに考えております。

ただ、繰り返しになりますが、日本がとつております基本的な立場を害さないという範囲内でひとつ御行動願いたいということで、私どもの立場は、この大会の準備委員会の皆さま方に明確にお伝えしてございます。また準備委員会の方々にも、十分にこれを御理解いただいておりますので、この問題は、近く近い将来に解決するだらうというふうに考えております。

○受田委員 日本の立場を理解していただいておるというのは、どういう問題ですか。

○影井政府委員 日本が承認していないという事

情があるわけでござります。それに対しまして疑惑と申しますが、日本が承認してないにかかわらず、その日本の立場に対し疑惑を生ぜしめるような行為、その中には、それぞれのチームの呼称の問題も含まれてくるわけでござりますけれども、そういった点、私どもの立場を、準備委員会の皆さん方に明確にした、そういう意味でござります。

○受田委員 いま中村法務大臣は、たとえば国境が明確になつてゐる北朝鮮、すなわち朝鮮民主主義人民共和国のごときはいい、しかし、ほかにはちょっととおかしいのがあるという分類的な発言があつたのですが、局長は、その点について、御説明を付加する必要はありませんか。

○影井政府委員 大臣の御答弁の趣旨は、北朝鮮、それから他方カンボジアあるいはベトナムの臨時革命政府 この間には、性格の相違があるといふ意味で御説明になつたものと思います。しかしながら、日本がこれらを、いずれも承認していないという点におきましては、これは共通でござりますので、そのわが国の立場といふものは書きないように、私ども気をつけておるわけでござります。

○受田委員 承認している、いないという、そういう前提の問題でなくて、こうしたうるわしい文化交流は、承認国、未承認国というようなそもそも小さな量見でなくして、また國の名前もいろいろどこだわる必要がないようななかつて、国際親善に貢献するのが、私は日本國のたてまえだと思ふんですがね。あまりこういうものに神経を使つて、通常の外交事案と同じような考え方でなさる必要なし、國名にこだわる必要なしという前提で、文化交流、スポーツ、芸術等のそうちした問題に取つ組むべきだと思うんですが、法務大臣、このあたりは割り切つて、一般外交問題とこうした文化交流、スポーツ、芸術問題というようなものと混同しないほうがいいんじゃないかと思うんです。大国日本の文化國家らしい寛大さが要ると思うんです。あまりきびしく考えず、自民党的法務

大臣でなくして、日本国の大法務大臣として御答弁を願いたいのです。

○中村國務大臣　お説のとおり、われわれは、スポーツということではありますから、スポーツの親善ということから考えて、そういう差別をしないで入国を認めるようにしたいというのが基本方針でございます。

ただ問題は、カンボジアにいたしましても、南ベトナムにいたしましても、その地域に日本と国交のある、日本が承認した政府があるわけですから、その政府との外交的配慮というのも考えませんと、今度、来られるチームならチームの呼び名、呼称等によりましては、何か新しい国を日本が承認したような形になることも困りますので、そういうような混乱を起こさないように整理をして、入国を認めるようにならうというのが、日下入国管理局を中心にとっておる方針でございまして、それさえ片づけば、いま受田先生の御指摘のような考え方方に立ちまして、さつくりとした気持ちで認めて大会のできるように進行いたしたい、こう考えておるわけでございます。

○受田委員　この問題は、私も提唱し、また大臣が前進して考えたいというような御発言の線で解決するようよりお望をしておきます。

そこで、もう一つ、法務大臣は非常に大きな使命をお持ちなんです。つまり、立法、司法、行政の三権のうちの司法機関の最高責任者である最高裁長官、最高裁判事、そういうものを選出されるために、あなたはどういう役をお持ちですか。選出される過程において、法務大臣の持つ手続上の使命は何があるかです。

○中村國務大臣　御指摘の点につきましては、内閣が推薦をするたまえになつておりますから、内閣の仕事でございますが、内閣の中でも、私聞かなければ助言をする立場におるわけでござります。したがいまして、あくまで厳正かつ公平な態度で臨むべきものである、かように考えております。

○受田委員　法務大臣は、その推薦のあっせんの

労をとるとかいうような、何らかの形で最高裁判官や最高裁判事の選出にあたって、他の閣僚と違う角度の使命をお持ちではないかです。

○中村国務大臣 そうでもないと思うのです。内閣の責任においてすることございますから。ただ、法務省担当である最高裁とは、非常に近い距離にあるということで、意見を聞かれれば、公正の立場で意見を具申するということになつておるだらうと思います。

○受田委員 内閣の責任者の總理が最終的な判断をする、そのときに相談をする國務大臣は、だれであるかということになると、法務大臣以外のものに相談をして、あなたをあと回しにするとか除外するとかいうことがありますか。

○中村国務大臣 それは、ないだらうと思います。

○受田委員 そうすると、あなたがやはり内閣できめるときの一一番主役になるわけです。それは、おわかりではないですか。

○中村国務大臣 結果的には、そうなるかもしれないません。

○受田委員 それはそうなる。だから、法務大臣というものは、最高裁の長官や判事にだれを選ぶかといふときには、最も大きな、つまりスクリューになる役を実現果たしておる。その判断を誤ると、最高裁の人事に非常な不公平の結果が生じるわけなんです。

そういうところで、あなたは、つまり自民党の法務大臣といふよりも日本國の法務大臣として、最高裁の長官以下の選任にあたつても、日本國の最高裁長官、最高裁の判事、こういう選出がされ、どこかに偏狭さを持った判事が誕生しないような公正さを期する必要があるわけです。そういうところを、ひとつ十分留意してもらいたいと思ふわけです。おわかりでしようか。

○中村国務大臣 それは、そのとおりであります。

○受田委員 それではもう一つだけ。今度は、

ちよつと少年法の問題を聞いてみたいのですが、少年と成人の間に青年層を設けようという少年法のねらい、私も長い間これを勉強させてもらつてゐるつもりですが、これを一体、政府としては、いまどういうふうに推進しようとしているのか。

の日本の現状を考えたときに、少年、成人、その中間に十八歳、十九歳程度の青年層というものが設けられて、法律上の特殊の扱いを受けるという形は、一応かつこうとしては認められると思うのです。これは、いまどういうふうに進行しておるのですか。

十八歳までの保護的な諸法規と二十歳を過ぎてから、の法規との断層が事実出ておる。この断層の時点において、少年法をどう扱っていくかという問題が、結局、法務省の苦惱しておられるところだと思うのです。

そこで、民事局長おられますか。——それで、刑事局長でもけつこうです。成年を二十歳とするこの規定ですが、ソ連その他がすでに成年を十八歳にしておる。それから選挙権が、アメリカその他では、十八歳から行使されるようになつておる。日本も、非常な時代の進運とともに、高校を卒業して十八歳という年齢に達するような普通教育の高等段階を終えた者が、ちょうど成年の手前にきておるわけです。

いうような世間の学識経験者の議論も微しまして、慎重に結論を出していくべきものである、かように考えております。

○受田委員 私、これは、しばしば気にかかるでしようがないから、質問を繰り返しておるのであるが、十八歳という年齢は、もう子供の限界になる年齢で、それ以下の問題については一応解決しておる。保護規定その他のがある。今度、刑事訴訟法の條などで、一応その対象になる年齢が二十歳以上になつておる。しかし十八、十九という年齢は、保護処分でもどうも軽過ぎるし、刑事訴訟としても問題だ、というようなところから、そこに特別に青年層のワクをはじめようという御企図のようですね。しかし、これをすかっと解決する問題が一つあるのです。

それは大皇、皇太子が成年は十八歳となつてお

も起つてくる。むしろ成年齢を十八と引き下げて——ソ連その他の新しい方向はそういうつて、そして一般行政法の関係にも、十八歳といふところが頂点になつてゐる。いま自動車の免許の例も引かれたが、そういうことで、十八歳で一応成人に達したものとする。

ただ、選挙権の行使あるいは選挙せられる権利を得るために、二十歳とか二十五歳とかいう現在の規定をそのまま、つまり、高度の価値判断の能力が必要だという意味で、二十歳とか二十五歳とかいうものにすればいい。こういう意味で、ただ刑事政策だけでなくして、民事政策としての年齢を検討していく必要が私はあると思うのです。法務大臣、非常にむずかしいことに見えますが、しかし、すなおな感じでこれをお聞き取りいただけばいいと思うのです。

**○中村国務大臣**　　たいへん貴重な御意見として挂

れまして、少年法を改正する必要があると思われるので、別紙要綱について意見を承りたいといふ  
詮問でございますが、その要綱は、いま御指摘の

○中村国務大臣 どうも世界の大勢を見ますと、やはり十八歳以上を成年としておるところもありますけれども、まだ数が少ないような気がいたします。

そこで問題は、日本の場合には、少年からいきなり成人になる、そこにいろいろ問題がありま

をしてもいい一つの道が開けておるわけです。それから國家公務員でも十八歳で採用している。それ以下の中年兵というような防衛庁の職員がある。少年自衛官。だから、そういうところでも、十八歳でも一応権利、義務關係の能力発生の時点として公認していいじゃないか、そこへもう大勢はおもむいているわけです。

○受田委員 私は、単に刑事政策的な意味でなくして、民事政策的な意図をもつて検討をする面をいま指摘したわけです。そのほうを、民事局長来るましめたのでひとつ……。

○川島(一)政府委員 成人年齢を引き下げてはどうかという御意見でござりますが、この点は、民法の改正案、即ち、日暮の三月一日から施行される

の間にだんだん差ができる、という風に思いました。そういうような点から、法務省としては少くとも、青年、成人というようなくらいに分けて、少年期というものを二つに区分したほうが、諸般の点から適当ではないかということを考えたのだろうと思います。

私も、まだ勉強が足りませんけれども、この点につきましては、法制審議会で四十回にわたって議論して、なかなかここも議論がありまして、議論は尽きないようでござります。ですから、そ

成人として十八から抜っていく。公務員でも十八から相当数採用されておるわけでございます。高等学校を出た初級職の公務員なんというのは、もう十八でみな公務員になつておる。それが二十歳になるまでの二年間は、権利義務関係で正規の成人と認められないというので、無能力者の要素をなお温存するような行き方というのは、これは人権の上からも問題があると思う。それから十八歳から二十歳未満の未成年の公務員が犯した行為に、国が責任を負うときにどうするかという問題

うかという御意見でござりますが、この点は、民法の成人年齢は、仰せのとおり、行為能力、取引をする能力というものを基準にして考えておるわけございまして、これが二十歳がいいか、十九歳がいいかという問題は、必ずしも世界共通のものではないと思います。その國なり社会の程度によるものと思ひますし、御指摘のように、なお検討をしてみる必要はあるらかと思いますが、まだ法制審議会のほうで、いろいろほかの問題も検討しております、そういういた問題について

いうような世間の学識経験者の議論も微しまして、慎重に結論を出していくべきものである、かように考えております。

も起つてくる。むしろ成年齢を十八と引き下げ——ソ連その他の新しい方向はそういつてゐる。そして一般行政法の関係にも、十八歳といふところが頂点になつてゐる。いま自動車の免許の例も引かれましたが、そういうことで、十八歳で



につながりますし、また地域の発展にもつながる  
というふうに実は考えておるわけでございまし  
て、そういう意味で、地方自治を制約するとい  
う要素は、たいへん少ないものではないかと考え  
るわけでございます。また職員の面につきまし  
て、出張所のないところにおきましては、出張所  
がなくとも外国船が入ってまいりますので、遠い  
事務所から職員がかけつけて審査業務を行なうと  
いったような形をとつておりますし、それは利用  
者に負担をかけるのみならず、職員自身の負担に  
もなるわけでございます。

そういう点を解消するという意味からも、こ  
の港の出張所の設置を容易にする点はメリットが

したがいまして、この機会に、できれば、そのような内容についての人員配置の問題、人員増の問題、このような問題について、ひとつ御答弁い

○川島(一) 政府委員 お答えいたします。

現在、東京と名古屋の登記官は、まだ、この問題に付いては、決して、その意見が一致していない。そこで、この問題を、明確にするために、東京法務局と、名古屋法務局の間で、意見交換が行われた。その結果、東京法務局は、この問題に対する立場を、明確に示した。それは、東京法務局が管轄すべき商業法人登記の事務を、別に日本橋出張所という出張所を設けまして、そこで扱っている、こういう形になつております。現在、この日本橋出張所に六十六名の職員

○川島(一)政府委員 四十九年度に、先ほど申し上げましたように、若干の増員が認められますので、東京法務局には八名、全体で増員することを考えておるわけでござります。したがいまして、これをどうへらうと配分するかといふのは、東

○川島(一)政府委員 お答えいたします。

○和田(直)委員 こういうことは繰り返しませんが、やはり国会であなたの方の考え方について、私たちの意見を述べることが保証されるほうで、よう次第でござります。御理解が得られますれば幸いだと存します。

ことだと私は思いますが、そのことはあまり言いませんが、できれば、この点については、いかがよく撤回するということを私は要請しておきたいと思うのです。

それから、東京法務局の機構改革についてであります。これも先ほど御答弁ございましたが、やはり先ほど申し上げましたように、機構改革によりまして、管理職だけふえていく。管理職だけ必要であるから、登記担当の専任部長を置くのだということになりますが、これにつきましては、やはりせっかく機構いじりをして、機構改革をするのであれば、そのことによって、どれだけ住民に利便が与えられるのだということから、やはり考えていかねばいかぬと思うのです。だから組合の諸君も、管理職はふえるけれども、おれたる事務量をこなしていくために、日常要求しておる増員について一体どうなるのだろうという心配が非常にあるわけなんです。

今回の機構改革については、日本橋出張所に配置しておった職員を、そのまま東京法務局へ持つて

なるのだということにならないと思う。そこが、私たちだけじゃなくて、組合もそのことを、か

○和田(貞)委員 どうも、いまの御答弁では、私の質問している——そうすることによって、なる

— 1 —

が勤務しておるわけござりますが、今回の機構改革に伴いまして、この日本橋出張所を、民事行政第一部に取り込みまして、そこで商業法人登記の事務を取り扱わせるようになります。こういう構想でござります。現在、この日本橋出張所というのには、東京法務局の中にございますので、これを本局に取り込みますと、名実ともに本局の登記課という形になりますて、申請人の側からいたしましてもわかりやすいし、ほかの法務局とも均齊のとれた体制になるわけでござりますが、人員の関係で申しますと、この六十六人の職員を、そのまま民事行政第一部の法人登記の関係に充てる、このように考えておりまして、人員の増減はございません。したがいまして、この機構改革によつて、寺に事務の取り扱いが困難となるというよう

京法務局で仕事の繁団を見てきめるということになるわけでござりますが、ただいま御指摘の点、日本橋出張所で六十六名の職員がおつて、管理職が一人ふえるから実働職員が減りはしないかといふ御懸念だと思いますが、実働の職員の数には変動を来たさないようにないたしたい、その点は機構改革によつて職員の負担量が増すということのないようにいたしたいと考えております。

○和田(貞)委員 機構改革によつて頭だけできて——私は先ほど言ったように、やはり機構改革をするということは、よりそのことによつて、住民の利便に供するのだということであるわけですね。ところがこの日本橋出張所の六十六人を、そのまま東京法務局へ繰り入れて、それに民事行 政部長が二人でござり、若手専門の部長が一人でござ

ら誤が二つございまして、第一課、第二課、それそれぞ  
に課長がおるわけでございます。今度、これがなくなく  
なりまして、民事行政第一部に入りました場合に、  
民事行政第一部長というのが新しくできるわけで  
ござります。そのほか法人登記の関係では、法人  
登記第一課と法人登記第二課というものができる  
わけでございまして、結局、問題は、日本橋出張  
所の一課、二課は、そのまま本局の民事行政第一部  
の法人登記一課、二課に当てはまるわけでござ  
います。

ただ、日本橋の出張所長、これが商業、法人登  
記の事務に専従しておったわけであります。が、こ  
れが民事行政第一部長となりまして、行政事務に  
携わりますために、その面で若干仕事の範囲が広  
くなる、その結果として、商業登記事務に付けて

なことはないわけでござります。

た、こういうことに対する意見が専門の部会が一人でまとまれば、これは機構改革によって頭でつかむになるだけ、住民に何にも利便を供するということにならないじゃないですか。

おつた負担といいますか、商業、法人登記事務の処理のために用いておつたところの人員が、いわばこの管理職の一人分だけ減ることになるのではないか、こういう心配があるわけでございます。そこで、そつと二つきましては、止まざむ一上げ

四十九年度で八人販賣するのをとしました  
とあります。しかし四十八年度におきまして  
は人員がふえない、こういうことであるわけです  
ね。だから、私の言うように、機構いじりをやつ  
て、機構改革をやって、そのことが住民の利益に  
なるのだということにならないと思う。そこが、  
私たちだけじゃなくて、組合もそのことを、か

○和田(貞)委員 どうも、いまの御答弁では、私  
の質問している——そうすることによって、なる  
ましたように、実働の人間が減らないように、東  
京法務局に入人増員いたしますので、その範囲内  
でもつて十分に措置をしてもらいたい、このよう  
に考えておるわけでござります。

きて、東京法務局に管理職が一名ふえて職員があ  
えないということになるわけでしよう。管理職は  
いままでよりも一人ふえて、職員は六十六人の日

えつて管理職があるだけで、職員がそれに伴つてふえていかない、今回の機構改革によつて決して住民のためにならないのだといふ心配をしてお

○川島(一)政府委員 四十九年度に、先ほど申し上げましたように、若干の増員が認められますので、東京法務局には八名、全体で増員することを考えておるわけでござります。したがいまして、これをどういうふうに配分するかというのは、東京法務局で仕事の繁閑を見てきめるということになるわけでございますが、ただいま御指摘の点、なるわけでございますが、ただいま御指摘の点、日本橋出張所で六十六名の職員がおつて、管理職が一人ふえるから実働職員が減りはしないかと、御懸念だと思ひますが、実働の職員の数には変動を来たさないようにないたしたい、その点は機構改革によって職員の負担量が増すということのながるわけにござります。

ら誤が二つございまして、第一課、第二課、それそれぞ  
に課長がおるわけでござります。今度、これがなくなく  
なりまして、民事行政第一部に入りました場合に、  
民事行政第一部長というのが新しくできるわけで  
ござります。そのほか法人登記の関係では、法人  
登記第一課と法人登記第二課といふものができる  
わけでございまして、結局、問題は、日本橋出張所  
所の一課、二課は、そつま本局の民事行政第二

○和田(貞)委員 機構改革によつて頭だけできて——私は先ほど言つたように、やはり機構改革をするということは、よりそのことによつて、住民の利便に供するのだということであるわけですね。ところが、この日本橋出張所の六十六人を、そのまま東京法務局へ繰り入れて、それに民事行政部長が二人できつた、登記専門の部長が一人でできつた、こういうことにすぎないようなことであります。これは機構改革によつて頭でつかちになるだけで、住民に何にも利便を供するということにならないじゃないですか。

ただ、四十九年度で八人増員するのだということであります。しかし四十八年度におきましては人員があえないので、こういうことであるわけであります。だから、私の言うように、機構いじりをやつね。だから、私の言うように、機構いじりをやつて、機構改革をやって、そのことが住民の利益になるのだということにならないと思ふ。そこが、私たちだけじゃなくて、組合もそのことを、か

部の法人登記一課、二課に当たるわけでもないであります。

ただ、日本橋の出張所長、これが商業、法人登記事務に専従しておったわけであります。これが民事行政第一部長となりまして、行政事務に携わりますために、その面で若干仕事の範囲が広くなる、その結果として、商業登記事務にかけておった負担といいますか、商業、法人登記事務の処理のために用いておったところの人員が、いわばこの管理職の一人分だけ減ることになるのではないか、こういう心配があるわけでござります。

そこで、その分につきましては、先ほど申し上げましたように、実働の人間が減らないように、東京法務局に入人増員いたしますので、その範囲内でもつて十分に措置をしてもらいたい、このように考えておるわけでございます。

○和田(貞)委員 どうも、いまの御答弁では、私の質問している——そうすることによって、なるべくの問題を解消することができたのであります。

○和田(貞)委員 どうも、いまの御答弁では、私の質問している——そうすることによって、なる

ほど民事行政第一部長が、従来の日本橋出張所の所長よりも幅の広い視野の上に立った管理職にならんだという答弁は、私はわかりますけれども、しかば、そのことによつてどれだけの住民利益があるんだ、そのことによつてどれだけ住民に利益便が供されることになるんだという答弁にはならないと思うのです。また組合員が言つているように、管理職があえることに伴つて人員があえていなかぬじやないか。

これま、省の法の改正を言うておるんですから

らないわけでござりますが、現在は、民事行政部長が登記事務だけではなく、そのほかの国籍とか供託とか、こういった仕事もやっておりますので、登記事務のみに力をそそぐわけにまいりません。それを、今度は登記専門の部長というものを設けてまして、管内の支局、出張所の登記事務の運営がうまくいくようだ、それを専門に監督してもらおう、こういうふうにいたしたい。これによつて、本局のみならず、管内の登記所の業務の円滑が確保される、そういうプラスが出てくる、このようにならえておるわけでござります。

登記事務、私も行ってみたこともありますし、何べんも質問したことがありますけれども、ないへんなふえ方ですよ。そこで、やはりこれは思想的なものがあるのじゃなくて、職場で働いてる人の労働の密度の問題とからむわけで、今回の機構改革で部長が一人、民事行政第一部長がおきる、だが、現実に業務をやっている諸君の側からすれば、ここに人の配置がふやされなければ、今回の機構改革は、単なる管理職の面からくる緒めつけぐらいが落ちで、仕事の軽減にもならないれば、つまり能率化にもつながらない、だから、そういう意味では、全く意味がないからやめてもらいたいというのが、職場の諸君の言い分です。

これは思想的な背景でなしに、現実に仕事をしている職場の諸君が、実際やってみて、忙しいということは、これはたいへんのことだということなんですから。だから、その問題が片づくようになりますのだが、管理者の管理責任ですよ。そういう意味でできる限り、これは話しあつてもらつて、そこらの忙しさといふものは、皆さんのはうでからぬわけじやないんだから、解決をする方向に一歩でも二歩でも前進をさせるということにしてもらわぬと困る。

東京法務局で四十九年度の予算定員の中で何名かふえるというわけありますが、さつきからの答弁では、それは民事行政第一部を対象にしてし

いく可能性がないことになる。東京法務局であるいは、法務局全体でということだから、そつちでやるんだというわけですけれども、あなたのはうが東京法務局にものを言って、その点は、法務局のほうにどういうふうにやるんだと言つてやらせればいいわけです、あなたの対象にする職員団体は、その組織というのは一本の組織なんだから。その中で、ここのこところは、こういう機構改革ではああだ、これをやあせと言つているわけだ。そうでしょう。話がつかぬはずはない、定員配算になるんだから。だから、私のほうは、そこの話をつけていただきたいと言つておるわけです。

だから、つかぬのだとすれば、そう簡単にこれを通すわけにいかぬ。私のほうは、これから参議院もあるわけですから、職場の諸君のためにならぬというものを、そんなものを通すわけにいかぬ。話がつかぬ、職場の諸君がどうしても大きな不満を持つていて納得しないというのなら、われわれの側としては、この法案はつぶそうじゃないかということにせざるを得ない。

だから、そういう意味で、早急にこれはひとつ話をつけてください、思想的な話じやないんだから。忙しくて忙しくて困る、機構改革をするのはいいが、部長が一人立てるだけだ。部長なんていふのは、どうせろくなことをしやしないんだといふことになるんだからね。部長といふのはえらいんだから。実際仕事をするんじゃないんだから。ほんとくのが関の山ぐらいいなものだ。だから、そういう意味で、話をつけてくれるのかどうかということをこの間から申し上げてるので、そちらの運営よろしきを得て、うまくやつていただけますかね。

○大出委員 これは、ぼくも何べんも出かけて  
いって——実測車なんていふのは、あれはまたイ  
ンチキで、予算上は少ないので、實際にはいろいろ  
な差し繰りをして、よけいこしらえてみたりしてやつておつた時期があるんですが、そこまでは  
ここでは悪いから言わなかつたけれども、しかし、私は知らないわけじゃないんだ。だから、私の心  
配するのは、法律を通すのはいいけれども、通し  
たあとで職場のほうから、何でこんな機構改革を  
通してくれたんだなんていふことで、わいわい文  
句がくるのじや、私のほうもかなわぬですから  
ね。だから、せつから出してくるのなら、職員団  
体があるんだから、人の配置の問題なんだから、  
仕事の量の問題なんだから、せめてもうちょっとと  
詰めていただきたい。

あなたは、いまお話しのように、本局のみならず至るところ、登記事務があえているとおっしゃっている。あえているから、忙しいから人をふやせというんだから、これはあたりまえのことだ。だから、これは話をして、どうしても行政管理庁が人をふやさぬというなら、行政管理庁とひざ詰めでやつてふんだくればいいんだ、定数は行政管理庁が押えているんだから。そして、それが総定員法のときの約束なんだからね。だから、そのくらいのことは、皆さんだけじゃなく、ほくらだって幾らでもやりますよ。そういう意味で、とにかくこういう性格のものをお出しになるのなら、その辺の話をつけて出してくるのが筋であります。そうではないと、今度は審議する側が、職場の諸君のほうから、こんなものを通されちゃ困るから踏みつぶしてくれと言われる。それじゃ困るんですよ。話づけてくださいよ。

○川島(一)政府委員 必ず円満にいくようにならなければなりません。

○和田(貞)委員 それでは、いまの問題につきましては、東京法務局の問題ではありますが、組合のほうで、管理職をふやして職員がふえないという不満を持つておるわけですか、これは、ひとつ責任を持つて解決をするように話し合つてもらいたいと思うのです。

先ほど登記事務が特に最近ふえて、増員計画というものも持つておるのだというように言われたのですが、特に登記所といわれる出張所を中心には、登記事務に携わっておられる職員を中心とした今後の具体的な増員計画——東京法務局については、四十九年度で八人増ということはわかりましたから、全体として、これから四十九年度には一体どれだけの増員をやつて、五十年度には一体どれだけの増員をやつて、その次には一体どれだけの増員をやつて、その機会にひとつお知らせいただきたい。

○川島(一)政府委員 四十九年度予算におきましては、三百三十七名の増員が認められたわけでございます。もつとも、このうち定員削減措置によりまして百五十七名差し引かれることになりますので、純増は百八十名でござります。この百八十名の増員予算が認められますが、これは全国の法務局に、その事務の繁閑の度合いを見ながら配置することになるわけでございまして、先ほど東京法務局八名と申し上げましたのは、この百八十名の予算が認められました場合に、東京法務局に八名を増員したい、このように考えておるということでござります。

○和田(貞)委員 これは、もちろん登記官だけじゃありませんが、組合のほうで、登記官を中心としてどうしても六千四百人ほど増員をしなければいかぬということを言うておるわけですね。それに対して、あなたのほうは、それじゃどれだけの増員の必要性があるのだというよう考へられるのですか。されたとれないは別として、ど

れだけの増員が必要だというように考えておられるのか、お聞かせ願いたい。

○川島(一)政府委員 四十九年度予算を要求する當時におきまして、私のほうで算定いたしましたところによりますと、三千九百三十四名が必要である、このように考えたわけでございます。もつとも予算要求に際しましては、現在の定員の実情から申しまして、これは無理であると判断されましたので、二年計画にいたしまして、その半数に当たります千七百十一名を要求いたしたわけでございます。

○和田(貞)委員 組合のほうが六千四百九名必要だ、あなたのほうでは三千九百三十四名必要だ、この間の数字の違いというのは、これはあるとしても、三千九百三十四人がどうしても必要なんだという考え方を、あなたのほうが持つておられる、そして初年度で一ぺんに増員計画をとおされたよ。四十九年度としては千七百十一名の要求をされて、先ほどお答えのありましたように、三百三十七名、百五十七名差し引きましたように、三百三十七名、二百八十名でございましたが、諸般の状況で純増百二十名で終わりまして、来年度の予算編成にあたりましては、いま局長が申し上げたような数字の要求をしたわけでございますけれども、全国全体として閣議決定までして、公務員をできるだけ簡素化して人数を減らそうという方針がありましましておらぬじゃないですか。それじゃ、自信のある増員要求じゃないじゃないですか。一体、いままで法務省として、増員要求について、ただ増員を要求したけれども、だめだったんだというような形式的な要求をやつたわけですか。どうですか、大臣。

○川島(一)政府委員 決して形式的な要求ではございません。しかしながら、現在の総定員法のワク内においては、なかなか人員の余裕というものが得られないということで、やむなく涙をのんで今回の数に甘んじたわけでござります。したがいまして、今後の増員要求におきましても、なお必要な数の獲得に全力を尽くしたい、このように考えております。

○和田(貞)委員 努力も努力のしがいのあるようならぬと、千七百十一名の要求をして、

これは半数になつたんだ、これならまだしも、一割しかとつてこないで、これは努力したというようなことを言えないぢやないです。どうしても、あなたのほうでは、組合員の要求とかけ離れていても三千九百三十四人が必要なんだ、単年度では無理であつても、その半数の千七百十一名はどうしてもとるのだといよいよ考え方をとつてきたのであれば、こんなばかげた数字ぢやないですよ。だから、私は形式的な要求にすぎない、こいつのように言うんですが、どうしても千七百十一名必要だということと、これはからだを張つてとるような努力をされたのかどうか、ひとつ法務大臣お答え願いたい。

○中村国務大臣 昨年、前年度も似たような要求をしたようですが、諸般の状況で純増百二十名で終わりまして、来年度の予算編成にあたりましては、いま局長が申し上げたような数字の要求をしたわけでございますけれども、全国全体として、五百カットという閣議決定の方針があるものでございまして、私も行管長官には、しばしば行きまして懇請をしたわけでございますが、結局、純増百八十名というところに終わつてしまつたわけです。これは、われわれの努力が足りないといえは足りないかも知れませんが、次の年度におきましては、さらにこれは努力をし、議員の皆さんにも御声援をいただいて——現在、とにかく法務局関係の登記事務は非常に混雑をしておる、その日に登記申請しても、その日にできないというような地区がたくさんあるような現状でございますから、権利義務の重大な関係がありますから、登記申請をしたら、その日のうちに登記が完了するような状況になるまで、何とか努力を続けていかなければならぬ、かように思っております。

○和田(貞)委員 末端の出先では、これは、あなた方が困つておるわけです。職員も困れば、住民

もやはり不満なんです。だから、昨年度はこうだつたから、ことしはこのぐらいいのこととよからう、また来年はこのぐらい積み増しをしたらいふなことを言えないぢやないです。どうしても、あなたが努力したというようなことを言つておるのです。どうしても、これだけの人がなかなか仕事ができぬのだ、これだけの人をくれぬのであれば、おれはやめてもいいというだけなからしたら仕事ができぬのだ、これが話にならぬですよ。いつまでたつても、去年はこれだけつけてやつたのだから、ことはこれだけでしんぱうせいということですと続していく。(発言する者あり)職場の末端の職員の不満、住民の不満、これは、いつまでたつても解決できないですよ。かたがた、いま上原委員のほうから発言があるよう、惜しみなく自衛隊のほうは人員がふえていくじやないか。やろうと思つたら、それはできるんですよ。なるほど、総定員法でワクはきめられておつても、各省庁にわたつて、形式的に、定員内の職員を、そのワク内で行管があつちへやり、こつちへやりしてやつておる。しかも、その実際に働いている人たちは、ややこしい定員内職員だとか、非常勤職員だとか、アルバイト職員だとか、何やら現業職員だとか、それそれやはり、やつていけないから、それに合うように、何とかかんとかやりくり算段をして仕事をやつているのが現実じやないです。

そうすれば、やはりこれは、あなた方だけじゃなくて、各省庁が——現実には定員外の職員であろうが、定員内の職員であろうが、払つておる金の面については同じことなんです。だから、形式的な総定員法にこだわらないで、やはりどうしてもこれだけ必要なんだということであれば、各省庁が打ち合わせをして、総定員法を改正して定員のワクを広げていく。そのことによつて、むしろ、いま身分の不安定な臨時職員であるとか、あるいは非常勤職員であるとか、あるいはアルバイトであるとか、こういうような職員を解消するところになつて、身を粉にして定員内の職員としてが

んばかり通す、それが、ひいてはやはり住民のサービスになつていく、こういうことになるわけなんですよ。

そこらあたりひとつ、おれのところは、法務省としては、これだけの人がなかつたらどうしてもやつていけないのだという確固たる信念のもとに、ことは済んだといたしましても、来年以降そういうような考え方で必ず人をとつてくる、こ

ういうような覚悟のもとに増員要求をやつてもやつていけないのだという確固たる信念のもとに、ことは済んだといたしましても、来年以降

だ。だから、一べん削つて出したけれども、また、ほつほつ復活している。削るべからざることは削つておいて、ほつほつ復活している。頭のいい省がある。

気象庁なんかだつて、露点や何かをやつているのをみんな削つちやつた。だから、富士山頂レーダーといったて半日しか動かない。そういうところを削つておいて、だからといって、あとからぼつぼつあやしているところがある。ところが、そういうところといふのは、まともにかんなをかけちゃつて、いつになつたつてふえない。たいへんなオーバーロードをそこでやつてある。そ

うでないところといふのは、まともにかんなを見える。だから、現実に非常な不公平、アンバランスがある。

そこらのところは、皆さん、幾ら何でも、千七百名も要求して百八十名、一割だなんていふばか

なことはほつておけない。合理的な理由があるん

だつたら、これは出していくいただきたい。千七百人、二年に分けた三千幾らといふんだから、それ

で出していくだけで、この委員会で、行政管理庁

に対する質問をこれからぱくらやるわけだ。今度、保利さんが行政管理庁長官だから、じっくり

法務省問題をつかまえてやつてみたらいい。

たつて、連絡のしよがない。そうでしょう。こ

れは、あぶなくてしようがない。しかし、そういうふうないところを削つたところは、あとから理由がつく。飛行機の事故なんかがありますと危険

だ。だから、一べん削つて出したけれども、また、ほつほつ復活している。削るべからざることは

削つておいて、ほつほつ復活している。頭のいい省がある。

つまり、登記事務というのは、それぐらい忙しい、未端へ行けば行くほど。おまけにまた、土地がや

たらあつちこつちに飛びかうものだから、よけい

忙しくなる。

しかし大臣が言うように、大事な仕事だ、財産

権の確定をやるのだから。そうでしょう。だとすれば、そのところに、これだけの要求をあなた方がするならば、登記事務が忙しいということをお認めになつておられるわけだ。お認めになつていて、一割しか定員がつかなければ、職場の諸君に

すれば、実際にこれだけ正當な要求ならば——十分の一しか認められていないのだから、それだけ

忙しい。現実に労働過重になつてている。そのため問題が起ころ。

だから、あなた方のほうは、あとからおそらく和田君が質問するだらうと思うんだけれども、登記事務の乙号なんといふものは、みんな切り離して請負いやないです。そうでしょう。司法書士の方々だつて、みんなこれは文句を言う。だから、そういう形にしないで、それは皆さん、和田君が言つてゐるよう、正当な理由があるものならば、これは、どこまでも主張する必要がある、こう私は申し上げたい、特に登記事務といふのは、財産権の確定なんだから。

そういう意味で、資料を出してください、委員長。これは、まだ行政管理庁ともやりましよう。

○和田(貞)委員 いまの点、ひとつよろしくお願ひいたします。

そこで、いま大出委員のほうから触れました

が、人をとることをやらないで、困り果てたあげく、下請とは何事だ。登記の写しを発行するにつけても、あるいは人の財産を、第三者を含めて閲覧をさすというような事務もある。そういうようなものを下請さしていくということは、どういうことですか。

いま具体的に、登記関係でどれだけの事務を、どの個所に、どれだけの分量を下請さしておるのか、この際ひとつ明らかにしてほしい。

○川島(一)政府委員 下請とおっしゃいます

は、乙号事務の問題であらうと思ひますが、これは登記所で登記簿の謄本、抄本の交付をいたしておりまして、この交付の請求がありました場合に、登記所としては、登記簿の用紙を複写機にかけて複写し

所において、この下請でござりますので、必ずしも量的には相当分量がござりますので、これを忙しい登記所で職員がやつたほうが早

く、それで、この下請を行なつておるという状態でございます。

○和田(貞)委員 それで、二十二カ所の事務繁忙などころに下請をさしておるというこの事実につきましても、ひとつ、どことどこであるかといふことの資料を出していただきたいと思います。

そこで、いかにコピーをとるだけだ、単純な機械作業の面だけだとはいうものの、たとえば郵便業務で収集を下請しておるが、配達ということについては、これは下請ではなくて、郵政の職員がやつておるということ、あるいは国鉄の事業につきましても、運転をしておる者は、これは下請ではなくて、車内の掃除をするのが下請だ。おのずから下請をするところについては——せつかく役務とそうでない業務とあることはわかるけれども、あなたのほうの、いかに謄本、抄本を交付するにあつて、コピーをとるだけだとはいうものにものなるんですから、それはあなたのほうの職員が、公務員が、やはり機械事務を含めてやり遂

きます。大出委員 お説のとおりです。われわれも大いに努力したいと思つております。

○中村國務大臣 大出委員、ちょっと関連。

十年ばかりの間の登記事務の増加傾向を、東京

法務局管内、できれば全国ほしのだけれども、お

たくのほうで数字があると思うんですが、一べん

出してみていただけませんか。委員長にお願いです

が、登記事務の増加傾向、これは件数で出るわ

けですから、私、数年前にお出しにいたしたこと

がございましたけれども……。

○大出委員 ちょっと関連。

十年ばかりの間の登記事務の増加傾向を、東京

法務局管内、できれば全国ほしのだけれども、お

たくのほうで数字があると思うんですが、一べん

出してみていただけませんか。委員長にお願いです

が、登記事務の増加傾向、これは件数で出るわ

けですから、私、数年前にお出しにいたこと

がございましたけれども……。

○中村國務大臣 いまの大臣の言う五%削減といふのは、条件が

ついている。総定員法といふのは、この委員会で

審議した。私は、三日もかかつた。三年、五%と

いうことだつたんですけれども、これは一体どう

いう思想なんだ、総定員法といふ、頭の数がき

まつてあるんですから、それじゃ、その削減した定

数はどこへ持つていくんだ 行管がブールします

といふんですね。じゃ、ブールした定数はどうす

るの、必要なところに配置します、それで行管

が定数を押えてきた。ところが、その五%削減のときには、各省のやつてていることはみんな違う、各

省に一括その数で出せよ、行管はこう言ふんです

から。

そうすると、運輸省のように、ローカル空港

の、消毒薬や何かをまいりするような、小さな飛行機が飛ぶようなところの人を、全部かんなをかけて削つちやつた。そうすると、飛んでいると

風向きが変わつたり、着地が変わつたりし

が、実際に要るんだから、ぼくは黙つていた。つ

く。奥さんは給料をもらつて、車の問題だが、予算を流用してこしらえたという。違法ですよ。だ

が、実際に要るんだから、ぼくは黙つていた。つ

げて、判を押して交付するというが本来の姿で下請業者が、その内容を見る事ができる、そのようなことは、これは単に単純な作業だ。業務だというようなことで、そう簡単に下請にされることは、住民はたまたまではない。おのずから違いますよ、国鉄の場合や郵政の場合と。こういう

ようなもの、下請にさしていくという考え方方に根本的な誤りがある。むしろ定数をあやして、そういうような下請機関に下請させない、こういう前提に立たなければいけない。

私は、今までの二十二ヵ所、どこかわからぬ

けれども、あとで資料をいただきますが、少なくともいま下請をさしておるというようなところについては、いま申し上げましたように、下請をさしておるということは、この業務の内容から見て

も誤りである、私はこういう考え方方に立つておる

のですが、下請を廃止して、もう一度本来の姿に返る、こういう考え方にあるかどうかということも誤りである、私はこういう考え方方に立つておる

のですが、下請を廃止して、もう一度本来の姿に返る、こういう考え方にあるかどうかといふことを、この際ひとつ明らかにしていただきたい。

○川島(一)政府委員 本来は、登記所の職員が、自分でやるべきであるというお説は私も同感でござります。しかしながら、一つは登記所の現状

が非常に忙しくて、そこまでやつておったので

は、事務が滞滯する危険がある。こうしたことでも職員の手を助けるという意味において、これは現在においてはやむを得ないのでないかといふに思うわけです。

それから仕事の内容から申しますと、先ほど申

し上げましたように、機械的な事務であるという

ことで下請を実施しているわけでございまして、

取り扱う量が非常にたくさんでござりますので、かえつて機械を取り扱うのになれた者がやつたほ

うが能率があがるということもございます。

それから秘密の点でござりますが、これは下請

を頼む契約におきまして、その秘密は十分厳守せ

よということを契約にうたつております。また非

常にたくさんものを取り扱いますので、内容に

ついてどうこうという危険は比較的少ないので

ないか、このように思うわけでございまして、最

善の措置とは申しかねますけれども、現在の登記

所の実情から見ますと、これも非常に繁忙の実情

にあります登記所の対策の一つといたしまして、

やむを得ないことである、このように考えておる

次第でござります。

○和田(貞)委員 こういうことがやむを得ないことだというふうに言ひ切れますか。たとえ短時間であっても、断片的であつても、自分の財産が公務員でない第三者に見られるんですよ。ここで利害関係が伴つてきて、一つ間違いが起つておるようなことになれば、一体だれが責任を持つのですか。私が先ほど具体的に言いましたように、国鉄の車内の清掃だとそういう性格のものじゃないでしょ。少なくとも個人の財産ですよ。個人の財産権の内容を他人に見られるという機会を与えておるんですよ。これは、いいことですか、悪いことですか。どうですか。

○川島(一)政府委員 間違いが起つりませんようだというふうに言ひ切れますか。たとえ短時間に、十分に留意してまいりたいと思います。

○和田(貞)委員 それは留意、努力であつて、絶対に間違ひがないということは保証できません。起きつたらどうするのですか。できますか。起きつたらどうするのですか。できないでしょ。できない、できるをこの議事録にとどめるようだ、私が責任をもつて努力しますとあなたが言えないなら大臣に言つてもらう。保証できぬでしょ。保証はできないのです。

したがつて、下請化していくこの過程に、その原因というものがあるわけですから、やはり根本的に定員が足らない、そういうところから下請化していくわけですから、これからさらに下請を増大していくのだ、こういうんじやなくて、やはり本来の姿に返つて、むしろ、いま言う二十二ヵ所に下請化を進めていったのであれば、逐次下請化の縮小をしていくという努力をやつていって、柄とはいえないわけでござります。ただ、そういう間覧なり謄本を交付する者でない者が、登記簿をいじるということになりますと、やはりそういう成規の手続を経ないで、他人の財産の内容を知る機会を与えられることになりますので、そういう

う意味においては、十分そいつた点に留意をしなければならない、このように思つたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、これを扱う者につきましては、その点も十分注意せよ、秘密は厳守するようにということで仕事をさせておられますので、現在までにも、それで問題になつたことは特ございませんし、今後も十分気をつけまいりたい、このように考えております。

○和田(貞)委員 今までなかつたということ

が、これから絶対にないということは保証できぬでしょ。間違いがないということが保証できま

すか。ここで確言できますか。

○川島(一)政府委員 間違いが起つりませんようだというふうに言ひ切れますか。たとえ短時間に、十分に留意してまいりたいと思います。

○和田(貞)委員 それは留意、努力であつて、絶

対に間違ひがないということは保証できません。

○和田(貞)委員 それは留意、努力であつて、絶

</div

確になつておる。したがつて、國の事務であつて、市町村長に対し与えておる機関委任事務である。こういうことが法的には明確になつておるのです。いま何かややこしい御答弁ですが、本来は、國の事務であつて、市町村長に対する機関委任事務である、こういうことが明確になつておるのですが、もう一度お答え願いたい。

○川島(一)政府委員 私どもは、そのように考えております。

○和田(貞)委員 そうすると、機関委任事務として戸籍事務をさせておるわけですが、それでは法務省として、これら市町村に対しどれだけの負担金を出しておりますか。

○川島(一)政府委員 戸籍事務の経費といたしましては、これは地方財政法の規定によりまして、全額市町村が負担するということに定められております。ただ、戸籍法の中に、戸籍の手数料は市町村の収入とするという規定がございまして、手数料は当然市町村の収入になるわけでございます。それから地方交付税法におきまして、國が地方交付税を定める場合に、戸籍事務の経費を算定して、地方交付税の中に含めるという趣旨の規定がござります。

○和田(貞)委員 そのとおりだと思う。そこで、戸籍住民基本台帳費という形で、地方交付税の算定にあたつて、財政需要額と財政収入額とを計算して、交付税の中に含めておるというのは、あなたほどの立場だと思う。ところが、本来、國の固有事務であつて、市町村に義務づけておる戸籍事

務が、あまりにも市町村の負担というのが多過ぎる。住民の皆さんには、市町村の役場に行きましたら、極端に言つならば、いかに事業量の少ない役場に行きましたも、戸籍の事務については、かなりのウエートを占めておりますので、市町村の固有の事務だ、こういう認識のほうが強いと私は思ひます。

ところで決してそうじゃない。いま御確認いたしましたように、國本来の事務であつて、機関委任事務として市町村に与えておるのだ、そういうことであれば——交付税ということになりますと、もちろん交付団体については、物足らずの、寸足らずの負担金であります。交付税といいう形でいきますが、不交付団体については、國の固有事務でありながら、一文も國の負担がないというふうに相なるわけなんです。

したがつて、戸籍事務とすることについては、交付税の中に含んでおるのだというようなことでなくして、やはり別ワクで——たとえば国民健康保険の事務あるいは国民年金の事務、これも、まさに國固有の事務です。これを、それぞれ団体委任事務として市町村に与えておるわけですが、これにつきましては、やはり別ワクで、国民健康保険についての事務費は幾ら、国民年金についての事務費は幾らというようにはいきません。

これは、いまどうこうというわけにはいきませんけれども、本来の姿といたしまして、不交付団体には一文も國の負担がないわけなんです。

おらない、こうじうことになるわけですから、あなたほのも、交付税の中で國本来の事務である

戸籍事務を包含されておるというようなことが、いいことか悪いことかということは、おのずから明らかであるわけですから、あなたのほうの立場としても、この点についての御検討をいただけるかどうか、この機会にひとつお尋ねしておきた

い。

○川島(一)政府委員 戸籍事務の経費につきましては、従来から、先ほど先生御指摘のような取り扱いがなされてきておつたわけでございまして、私も、現行法のたてまえのものでは、これは、ほかに方法がないというふうに考えておつたわけ

でございますが、御指摘の問題につきましては、私も十分研究したわけございませんので、なお、よくその辯論をさしていただきたい、このように考えます。

○和田(貞)委員 これは大臣、いま私が言いましたように、國本来の固有事務なんです。しかし住民のサイドでいながら、長い期間の中で、市町

村に一文の金も出さないで迷惑をかけるというふうに御努力をいただきたい、このことを申し加えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○和田(貞)委員 ひとつ十分検討していただきたい、この国本来の事務でありますから、市町村に一文の金も出さないで迷惑をかけるというふうに御努力をいただきたい、このことを申し加えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○和田(貞)委員 ひととつ十分検討していただきたい、この国本来の事務でありますから、市町村に一文の金も出さないで迷惑をかけるというふうに御努力をいただきたい、このことを申し加えまして、私の質問を終わりたいと思います。

原則を踏まえて、地方交付税の中に包含するとい

うようなやり方じゃなくて——国民健康保険の事務費、あるいは国民年金の事務費、これは、もう交付税とは別ワクだ、國のほうで、厚生省なら厚生省のほうから負担金がちゃんとついておる。だから、國の固有の事務であるから、不交付団体であろうが、交付団体であろうが、國の金が一文もいつおらない、というところはどこもないわけなんです。そういうような観点に立つて、御検討願いたいと思うわけなんですが、御検討願えるかどうか、ひとつ大臣のほうから御答弁願いたい。

○中村國務大臣 たいへんむずかしい問題が提起されまして、私も、どうすべきか迷つておるわけ

でございますが、御指摘の点につきましては、ひとつ今後、十分に検討してまいりたい、かように思います。

○和田(貞)委員 ひととつ十分検討していただきたい、この国本来の事務でありますから、市町村に一文の金も出さないで迷惑をかけるというふうに御努力をいただきたい、このことを申し加えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○和田(貞)委員 ひととつ十分検討していただきたい、この国本来の事務でありますから、市町村に一文の金も出さないで迷惑をかけるというふうに御努力をいただきたい、このことを申し加えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○和田(貞)委員 ひととつ十分検討していただきたい、この国本来の事務でありますから、市町村に一文の金も出さないで迷惑をかけるというふうに御努力をいただきたい、このことを申し加えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○德安委員長 次に、先般、運輸省設置法の一部を改正する法律案審査のため委員を派遣いたしました。

した。  
この際、派遣委員より報告を求めます。大出俊君。

○大出委員 沖縄の実情調査について、派遣委員を代表してその概要を御報告申し上げます。

派遣班は、私、大出俊と服部安司、中路雅弘、竹中修一、和田貞夫、鈴切康雄、受田新吉の七委員で構成し、現地において上原康助、瀬長亜次郎の両委員の参加を得て、三月十五日より同月十七日までの三日間の日程で、運輸省設置法の一部を改正する法律案の審査に資するため、沖縄における航空交通管制の実情等を視察、調査してまいりました。

なお、これとあわせて、さきの日米安全保障協議委員会で合意された返還予定の米軍基地の実情並びに沖縄配備の自衛隊の実情等も視察してまいりました。

まず、沖縄における航空交通管制の実情について申し上げますと、現在、沖縄の航空交通管制は、那覇空港の飛行場管制を除き、航空路管制、進入管制とともに米軍が行なっているのであります。が、航空路管制については、昭和四十七年五月十五日の日米合同委員会における日米間の合意により、本年五月十五日から日本側が行なうこととなつております。そのため、那覇を中心に行なっております。そのため、那覇を中心に航空交通管制施設の整備が進められており、現在、電波監理局による無線の検査、フライトチェック及び総合賃金等、最終的な機器の整備と管制要員の訓練が行なわれているのであります。なお、これらの業務を行なうための組織として、那覇空港事務所に、運輸省令により航空交通管制整備部が置かれ、百六人の職員が配置されておりますが、本年五月一日には百五十二人に増員される予定であり、そのうち航空管制官は七十三人となる予定であります。

次に、那覇空港について申し上げますと、同空港は、沖縄の本土復帰に伴い、米軍管理から運輸省所管となり、現在、第二種空港の国内幹線空港として供用されているとともに、米軍及び自衛隊

との公用飛行場ともなつてゐるのであります。

同空港は、面積が二百三十七万平方メートルで、昭和四十八年の利用状況は、離発着回数九万五千六百三回、旅客二百十二万五千百六十六人、貨物二千七十五万二千二百四十一キログラムとなつております。しかしながら同空港は、民間航空地区が狭隘で施設が十分でなく、来年七月の沖縄海洋博覧会もあり、急増する航空需要に対処するため、現在、暫定ターミナルビルの工事等の空港整備が進められているところであります。

また、同空港を管理する那覇空港事務所の組織は、空港長のもとに二次長、十三課、航空管制官、航空管制通信官及び航空交通管制整備部からなり、職員は計三百十四人となつております。

なお、これらの視察、調査とあわせて、那覇防衛施設局、沖縄総合事務局、航空自衛隊南西航空混成団及び陸上自衛隊第一混成団において、業務概況の説明を聴取するとともに、自衛隊基地並びに去る一月三十日の第十五回国米安全保障協議委員会において、合意された返還予定の米軍基地のうち、那覇港湾施設、キャンプ瑞慶観、キャンプ桑江、ボロー・ポイント射撃場等の基地も、それぞれ視察してまいりました。

これらの調査の内容等につきましては、今後、委員会における質疑を通して明らかにされることと存じますので、省略させていただきます。

なお、各機関より受けました資料等は、当委員会の調査室に保管してありますので、適宜ごらん願いたいと存じます。

以上御報告申し上げます。

○徳安委員長 これにて報告の聽取は終わりました。

次回は、明後二十八日本曜日正午理事会、午後零時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時七分散会

### 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

第一条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十二」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

別表日数の欄中「二八〇」を「三一三」に、「二四八」を「二七七」に、「二一九」を「二一四五」に、「一九一」を「二二三」に、「一六五」を「一八四」に、「一四〇」を「一五六」に、「一一七」を「二三一」に、「四五〇」を「五〇三」に、「三五〇」を「三九一」に、「二七〇」を「三〇一」に、「二〇〇」を「二二三」に、「九〇」を「一〇一」に、「五〇」を「五六」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案）

第一条 国家公務員災害補償法（昭和四十九年法律第六十九号）を「國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十九号）」に改める。

（施行期日）

この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

1 遺族補償年金及び障害補償年金のうちこの法律の施行の日前の期間に係る分並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

2 遺族補償年金及び障害補償年金のうちこの法律の施行の日前の期間に係る分並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対する一時金の支給でこの法律の施行の日前の職員の死亡に係るものについては、なお従前の例による。

（附則）

第一条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先立つて」を「人事院規則で定めるところにより」に、「四百日分に相当する額」を「千日分に相当する額を超えない範囲内で人事院規則で定める額」に改め、同条

改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する

別表第五を次のように改める。

第三項中「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十九号）」を「國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十九号）」に改める。

（昭和四十九年法律第六十九号）

（施行期日）

この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

（附則）

（経過措置）

1 この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

2 遺族補償年金及び障害補償年金のうちこの法律の施行の日前の期間に係る分並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対する一時金の支給でこの法律の施行の日前の職員の死亡に係るものについては、なお従前の例による。

（附則）

第一条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先立つて」を「人事院規則で定めるところにより」に、「四百日分に相当する額」を「千日分に相当する額を超えない範囲内で人事院規則で定める額」に改め、同条

改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する

別表第五を次のように改める。

## 別表第五 教育職俸給表

## イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	88,600	61,600	50,300
2		97,100	87,300	65,000	52,400
3	124,900	101,500	91,000	68,500	54,800
4	130,500	105,900	94,700	72,000	57,500
5	136,100	110,300	98,500	75,500	60,200
6	141,700	114,700	102,300	79,000	62,900
7	147,300	119,100	106,800	82,500	65,800
8	152,900	123,500	110,300	86,000	69,200
9	158,600	127,900	114,400	89,500	72,600
10	164,300	132,300	118,500	93,000	76,000
11	170,000	136,700	122,600	96,500	79,400
12	175,800	140,700	126,700	100,000	82,800
13	181,600	144,500	130,800	103,500	86,200
14	187,400	148,300	134,900	106,800	89,300
15	193,200	152,100	138,900	110,100	92,400
16	199,000	155,900	142,600	113,200	95,400
17	204,800	159,600	146,300	116,000	98,400
18	210,100	163,300	150,000	118,800	101,400
19	215,400	167,000	153,700	121,600	104,300
20	220,700	170,700	157,100	124,400	107,100
21	226,000	174,400	160,800	127,200	109,900
22	231,100	178,100	164,500	130,000	112,700
23	236,600	181,800	167,900	132,800	115,200
24	239,600	185,200	171,300	135,600	117,700
25	242,900	188,600	174,000	138,200	119,800
26		191,900	176,100	140,700	121,900
27		194,500		142,700	123,500

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 口 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 値	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 級	給 月 額	俸 級	給 月 額	俸 級	給 月 額
1		円 —		円 58,500		円 —
2		110,800		61,600		48,400
3		115,100		64,700		50,300
4		119,400		67,800		52,200
5		123,700		70,900		54,400
6		128,000		74,000		57,200
7		132,400		77,100		60,000
8		136,800		80,200		62,800
9		141,200		83,300		65,600
10		145,600		86,400		68,500
11		150,100		89,800		71,400
12		154,600		93,400		74,300
13		159,100		97,000		77,300
14		163,600		101,000		80,300
15		168,100		105,000		83,300
16		172,600		109,100		86,300
17		177,100		113,200		89,300
18		181,600		117,300		92,300
19		186,600		121,400		95,300
20		191,600		125,400		98,000
21		196,600		129,300		100,700
22		201,600		133,200		103,400
23		205,900		137,100		106,100
24		210,200		141,000		108,700
25		213,200		144,700		111,300
26				148,800		113,900
27				151,900		116,500
28				155,500		119,100
29				159,100		121,400
30				162,700		123,700
31				166,200		125,800
32				169,300		127,800
33				172,300		129,800
34				175,100		131,700
35				177,900		133,200
36				180,600		
37				182,700		

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 債	等 級					
	1	2	3			
	俸 級	月 額	俸 級	月 額	俸 級	月 額
1		円 —		円 52,200		円 —
2		94,600		55,300		48,400
3		98,300		58,500		50,300
4		102,400		61,600		52,200
5		106,500		64,700		54,400
6		110,700		67,800		57,200
7		114,900		70,900		60,000
8		119,100		74,000		62,800
9		123,300		77,100		65,600
10		127,500		80,200		68,400
11		131,700		83,300		71,200
12		135,800		86,400		74,000
13		139,900		89,500		76,800
14		144,000		93,400		79,500
15		148,100		97,000		82,200
16		152,200		100,900		84,900
17		156,300		104,800		87,600
18		160,400		108,800		90,300
19		164,500		112,800		93,000
20		168,600		116,800		95,700
21		172,700		120,800		98,300
22		176,800		124,400		100,700
23		180,300		128,000		103,100
24		183,600		131,600		105,100
25		186,900		134,800		107,100
26		189,800		138,000		108,900
27		191,900		141,100		110,700
28		194,000		144,200		112,300
29		196,100		147,300		113,700
30				150,400		115,100
31				153,500		116,500
32				156,600		
33				159,700		
34				162,800		
35				165,600		
36				167,800		
37				169,900		
38				171,700		
39				173,500		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 候	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	169,900	—	83,600	67,300	52,200
2	175,700	105,900	87,300	70,500	55,300
3	181,500	110,800	91,000	73,700	58,500
4	187,300	114,700	94,700	77,000	61,600
5	193,100	119,100	98,500	80,300	65,000
6	198,900	123,500	102,300	83,600	68,200
7	204,700	127,900	106,300	87,000	71,400
8	210,100	132,300	110,300	90,500	74,600
9	215,400	137,300	114,700	94,100	77,800
10	220,700	142,300	119,100	97,800	81,000
11	226,000	147,300	123,500	101,500	84,200
12	231,100	152,900	127,900	105,500	87,400
13	235,600	158,600	132,300	109,500	90,500
14	239,700	164,300	136,700	113,700	93,600
15	243,000	170,000	140,700	117,900	96,700
16		175,800	144,500	122,100	99,800
17		181,600	148,800	126,300	102,800
18		187,400	152,100	130,400	105,800
19		193,200	155,900	134,500	108,800
20		199,000	159,600	138,500	111,600
21		204,000	163,300	142,300	114,400
22		207,600	167,000	146,100	117,200
23		211,200	170,400	149,900	119,800
24		214,800	173,800	153,700	122,400
25		218,400	177,000	157,400	124,900
26		222,000	180,200	161,100	127,300
27		225,200	183,300	164,800	129,200
28			185,800	168,200	
29				171,600	
30				174,800	
31				177,900	
32				180,800	
33				183,000	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 附則

### (施行期日等)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第五の規定は、昭和四十九年一月一日から適用する。(最高号俸等の切替え等)

昭和四十九年一月一日(以下「切替日」という。)の前日において教育職俸給表の職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員で人事院規則で定めるものの切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けた期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

### (切替期間における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、教育職俸給表の適用を受ける職員で人事院の定めるものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

### (切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日において教育職俸給表の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合の擁護上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (旧号俸等の基礎)

前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けたいた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

### (給与の内払)

切替期間において教育職俸給表の適用を受けた職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

### (人事院規則への委任)

附則第二項から前項までに定めるものは、か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

### (教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の切替え等)

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第五(ハを除く。附則第十項において同じ。)の適用を受ける防衛庁の職員の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けたいた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

### (前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項の規定の適用について)

ついては、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

二項の規定により改正後の法別表第五の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給

与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第三項に規定する職員の例による。

第四項又は第六項に規定する職員の例である。

## 理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十九年三月十八日付け勧告にかんがみ、教育職俸給表の適用を受ける国家公務員の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十九年四月二十日印刷

昭和四十九年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B